

## 富岡町議会全員協議会日程

日 時：平成27年2月19日

時 間：午 後 1 時 3 0 分

富岡町役場いわき支所 会議室

開 議 午後1時28分

### 出席議員（13名）

議長	塚野芳美君	1番	山本育男君
2番	堀本典明君	3番	早川恒久君
4番	遠藤一善君	5番	安藤正純君
6番	宇佐神幸一君	7番	渡辺光夫君
8番	渡辺英博君	9番	高野泰君
10番	黒沢英男君	11番	高橋実君
12番	渡辺三男君		

### 欠席議員（1名）

13番 三瓶一郎君

### 説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事兼総務課長	滝沢一美君
参考事	緑川富男君
参考生活環境課長	横須賀幸一君
参考事業推進課長	高野善男君
参考兼復旧課長	郡山泰明君
参考活環境課長	飯塚裕之君

### 職務のための出席者

事務局長 佐藤臣克  
庶務係長 大和田豊一

説明のため出席した者

【環境省】

大臣官房廃棄物 ・リサイクル 対策部長	鎌形浩史君
大臣官房廃棄物 ・リサイクル 対策部 指定廃棄物対策 チーム室長	川又孝太郎君
大臣官房廃棄物 ・リサイクル 対策部 指定廃棄物対策 チーム課長補佐	松崎裕司君
大臣官房廃棄物 ・リサイクル 対策部 指定廃棄物対策 チーム課長補佐	森田重光君
大臣官房廃棄物 ・リサイクル 対策部 指定廃棄物対策 チーム課長補佐	原田高志君
福島環境 再生本部長	坂川勉君
福島環境 再生事務所 中間貯蔵施設等 整備事務所長	藤塚哲朗君

【福島県】

生活環境部次長	大島幸一君
中間貯蔵施設等 対策室主査	根本純一君

付議事件

1. 管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）について

開会 (午後 1時28分)

○議長（塚野芳美君） 開会に先立ちまして、13番、三瓶一郎君より欠席届が出ておりますので、報告いたします。それでは、定刻になりましたので、ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

出席議員は13名であります。欠席議員は1名であります。説明のための出席者は、町長、副町長、生活環境課長ほか各課等の長の皆さんであります。また、本日は管理型処分場について説明をいただくため、環境省から大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長の鎌形浩史さんを初め担当者の皆さんにおいていただいております。さらには、福島県からは生活環境部次長の大島幸一さんにもおいでいただいております。大変失礼でありますけれども、その他の皆さんも出席いただいておりますけれども、お手元に配付した名簿のとおりであります。職務のための出席者は、議会事務局長、庶務係長であります。

お諮りいたします。この会議は非公開で進め、報道関係の皆さんには冒頭の頭撮りのみを許可したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 異議なしと認めます。

非公開にすることに決します。

ここで町長より挨拶を兼ねまして全員協議会招集理由の説明を述べます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、こんにちは。全員協議会開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、富岡町仮設焼却施設現地視察に続き、全員協議会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。全員協議会は、管理型処分場、福島エコテックについてであります。これまで町執行部との意見交換や全員協議会を開催するとともに、昨年6月には県内外において住民説明会を開催したところであります。その後、町では説明会等のご意見を踏まえ、立地場所や埋め立て処分の安全、安心の確保を中心とした協議を環境省と進めてまいりました。本日再度環境省より検討の内容についてご説明をいただき、議員各位のご意見を踏まえ、さらに議論を深めたいと考えております。

本件につきましては、町にとっても極めて重要な事項でありますので、議員の皆様の忌憚のないご意見をお願いいたしまして、挨拶といたします。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、環境省から廃棄物・リサイクル対策部長、鎌形浩史さんにご挨拶をいただき、その後に出席者の自己紹介をお願いいたします。

鎌形さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（鎌形浩史君） 環境省の廃棄物リサイクル対策部長

の鎌形と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、塙野議長を初め富岡町議会の議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ貴重な時間を賜りました。厚く御礼申し上げます。

まず初めに、東日本大震災で被災された皆様に、改めてお見舞いを申し上げます。来月の11日で震災から丸4年ということでございますが、いまだに不自由な避難生活をお願いしている状況であること、心よりおわび申し上げたいと思います。

さて、本日は既設の管理型処分場であるフクシマエコテッククリーンセンターを活用した特定廃棄物の埋め立て処分計画についてご説明させていただきます。本件につきましては、平成25年12月に環境大臣及び復興大臣から県知事及び宮本町長を初め4町長の方々に中間貯蔵施設の整備とあわせて要請をさせていただきました。その後、昨年2月から6月にかけて富岡町の議会及び住民の皆様に説明をさせていただきました。その際、富岡町の中では比較的線量の低い地域にあるエコテックを活用するのではなく、線量の高い地域に新しく遮断型処理施設を建設すべきではないかとのご意見や、埋め立て処分の安全性に対するご懸念などをいただきました。その後、これらのご意見を踏まえました概要につきまして検討し、富岡町の当局との協議を重ねてまいりました。本日は、その内容についてご説明させていただきます。昨年の議会でのご説明から大変時間がかかってしまったことにつきまして、深くおわび申し上げたいと思います。

エコテックの活用は、私どもとしては福島の復興のために必要不可欠なものと考えております。エコテックの活用につきましてご理解を賜りますよう丁寧にご説明をさせていただきたいと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 指定廃棄物対策チームの室長をさせていただいております川又と申します。本日は、よろしくお願ひいたします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 同じく指定廃棄物対策チームの松崎です。本日は、よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生本部長（坂川 勉君） 福島環境再生本部長の坂川と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境省福島環境再生事務所中間貯蔵施設等整備事務所長（藤塙哲朗君） 環境省の中間貯蔵施設等整備事務所の所長をしております藤塙と申します。よろしくお願ひいたします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（森田重光君） 本省の指定廃棄物対策チームの森田でございます。よろしくお願ひいたします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（原田高志君） 同じく指定廃棄物対策チームの原田でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 次に、福島県から生活環境部次長、大島幸一さんにご挨拶をいただき、その後に出席者の皆さんのお自己紹介をお願いいたします。

○福島県生活環境部次長（大島幸一君） 生活環境部次長の大島幸一でございます。よろしくお願ひします。

本日は、全員協議会を開催いただきまして、まことにありがとうございます。先ほど鎌形部長のほうから説明がございましたけれども、このエコテックにつきましては民間管理型処分場の活用について国から県及び富岡町、それと固型化施設につきましては楢葉町さんのほうに活用の要請が来ているところでございます。

これにつきまして、昨年6月にこちらの町のほうで住民説明会を開催いただきまして、その後、その住民説明会の中で出されたご意見につきまして、これまで国、それから県と町執行部とそれぞれ議論をしてきたという経過でございます。県といたしましては、この民間管理型処分場の活用について、非常に重要なものだというふうに考えております。地元の皆さんご意見を踏まえながら、県としてもしっかり対応していきたいというふうに思っていますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、本日県のほうから出席をしておりますもう一人の職員でございます、主査の根本純一でございます。

○福島県中間貯蔵施設等対策室主査（根本純一君） どうぞよろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） それでは、付議事件に入ります。

報道関係の皆様には、ご退席をお願いいたします。

暫時休議いたします。

休 議 (午後 1時36分)

---

再 開 (午後 1時38分)

○議長（塚野芳美君） 再開いたします。

付議事件1、管理型処分場（フクシマエコテッククリーンセンター）についての件を議題といたします。

どなたからご説明……

〔「はい、鎌形です」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは鎌形さん、説明をお願いいたします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（鎌形浩史君） ありがとうございます。

それでは、席上に配付させていただきました、こちらの管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋め立て処分事業に係る対応についてという資料を用いて説明をさせていただきます。それからまた、補足資料をご用意させていただいておりますが、補足資料は特定の地域や民有地などの機微な情報が含まれておりますので、会議終了前に回収させていただきたいというふうに存じます。議長、よろしい

でしょうか。

○議長（塙野芳美君） お諮りいたします。

資料の配付と、それから資料の内容につきまして個人情報等も含まれていますし、機微な内容があるということですので、配付するということにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） それでは、そのように取り扱わせていただきますので、配付してください。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（鎌形浩史君） ありがとうございます。

では、配付お願いします。説明のほうは、私鎌形と、技術的な部分をこちらの松崎が分担して行わさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、まずこちらの初めに配付させていただいたほうのメインの資料のほうでご説明させていただきます。1ページおめくりいただいて、2ページ目でございます。目次ですけれども、大きく2つの項目立てのもとに説明をさせていただきます。

1つ目が施設の必要性及び立地場所についてというところです。それから、2つ目が埋め立て処分における安全・安心の確保という項目であります。

1ページおめくりいただければと思います。3ページ目をごらんください。施設の必要性及び立地場所ということですが、ここに昨年私どものほうから議会あるいは住民説明会で説明させていただいた内容を記載しております。これについて、かいつまんでご説明させていただきます。

1つ目の丸の部分ですが、福島県の復興のためには、瓦れき解体家屋、農林業系の廃棄物など放射性物質に汚染された廃棄物の問題をできるだけ早く解決することが必要です。

3つ目の丸ですが、10万ベクレル以下の特定廃棄物につきましては、放射性物質汚染対策特措法で定められた処分基準に基づきまして、既存の管理型処分場で安全に処分することができます。

最後の丸ですが、このため、大量の廃棄物が発生している双葉郡にあり、十分な残余容量を持った既存の管理型処分場であるフクシマエコテッククリーンセンターを活用して、速やかに埋め立て処分を行う計画としております。

続きまして、4ページ目、ごらんいただければと思います。この処分計画に対しまして、昨年議会あるいは住民の方々に説明をさせていただきました。その中でいただいたご意見としまして、富岡町の中で比較的放射線量の低い、帰還しやすいところにある処分場を活用するのではなく、富岡町の中で放射線量が比較的高い地域に新たに遮断型処理施設を建設すべきではないかというご意見でございます。このご意見を踏まえまして、その放射線量の高い地域に新しく遮断型処理施設をつくるとの実現の可能性について、私どものほうで改めて検討させていただきました。

2つ目の丸ですが、まず大量の汚染廃棄物を処分できる遮断型処理施設を新たに建設するためにはおよそ200ヘクタールほどの広大な面積の土地を確保することが必要です。この点につきましては、先ほど配付させていただきました補足資料を用いて松崎より説明をさせていただきます。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） それでは、引き続き私のほうからこちら、先ほど配付させていただきました補足資料を用いましてご説明させていただきます。

ページをおめくりいただきまして、2ページをごらんください。先ほど鎌形のほうから遮断型処理施設を新たに建設するために、広大な土地の確保が必要というご説明をさせていただきました。その具体的な説明を順番にお話いたします。

資料の1つ目の黒丸ですが、まず遮断型処理施設の適地といたしまして、傾斜が緩く平たんな土地目安として傾斜度でいいますと15%程度以下を目安としておりますが、これを活用することを条件として検討しております。

2つ目の丸ですが、その高線量地区という中で、地元の一部の皆様、一部の方からご意見いただいております地域、具体的にはこちらに書いております小良ヶ浜地区でございますが、この地域におきまして住居のある地域あるいは農地、これを犠牲にしないような範囲を対象といたしまして、この用地が約100ヘクタールございますが、この範囲で配置検討した結果、埋め立て可能容量として約33万立米となり、必要容量である65万立米の約5割程度の確保にとどまるという試算結果となっております。

詳しくは、図を用いましてご説明させていただきます。次の3ページ目をごらんください。この図1は、先ほど申し上げました小良ヶ浜地区を拡大した航空写真になっております。この地区のうち、関連のところに書いてありますが、先ほど申し上げました民家、住居あるいは農地、これらの範囲、民家でいいますとオレンジ色の、お手元でいいますと丸で囲まれた幾つかの範囲ですが、農地につきましては南側の黄色の斜線の部分でございます。これらを除くエリアといたしまして、町境にある北がエリアになります。このうち傾斜度が15%以内の平たんな土地ですが、この土地といたしまして、半円で平場と書いております。この平場、赤枠で囲っておりますが、北側に幾つか丸で囲んでいる、例えば北側で言いますと一番北のへりですが、4.9ヘクタールだとか、幾つか丸で囲んでいる平場がございます。これの平地、候補の対象となる平地と考えまして、その後検討しております。

このエリアを拡大した図が次の4ページの図2になります。この図4ですが、用地範囲約100ヘクタールと書いてございますが、これが先ほど申し上げました住居、農地の範囲を除きまして、平地を確保できる用地エリアでございます。この100ヘクタールの敷地面積に先ほど申し上げました平地の部分に遮断型の埋立地、この図でいいますとピンク色の四角で囲んであるところですが、遮断型埋立地を配置いたしまして、そのほか管理施設あるいは残土置き場など附帯施設を配置した案がこの配置図案になります。その結果、このピンク色の埋立地に廃棄物を入れる想定となっておりますが、この埋め立て可能容量として約33万立米と試算されております。これは、今回埋め立て対象量としております65万立米の約半分の確保にとどまる試算結果となっております。

この遮断型処理施設の構造などにつきまして、さらに補足の資料を用意しておりますので、その説

明をさせていただきます。5ページ目をごらんください。このページでは、先ほどピンク色に書いておりました遮断型処理施設の構造あるいは容量についてご説明させていただきます。まず、1つ目の丸の簡易遮断型構造物1基とございますが、この図の2の断面図のイメージでございます。これは、我々環境省のほうで指定廃棄物の処理に関してパンフレットなどで紹介している断面図のイメージになります。これを上から見た図が図の1になります。この図の1は、1つの大きな塊が2掛ける3、6つ配置されておりますが、この1つ分が図の2の構造物1基分になります。この構造物1基分の中には、その中に縦2、横6、2掛ける6、合わせて12個の部屋がありますが、この1つの部屋、1区画が250立米でございます。これが12個あるということで、この図2の構造物1基当たり3,000立米埋め立て容量があるということになります。

続きまして、2つ目の丸、65.4万立米の廃棄物埋め立てに必要な基数というところですが、今回埋め立て対象となる廃棄物の量、65.4万立米ですか、これをこの構造物1基分の3,000立米、250掛ける12で割りますと、65.4万立米を埋め立てるために、この図2の構造物が218基必要になるという計算になります。

次のページ、さらに詳しくご説明いたします。6ページ目をごらんください。この表は、我々環境省が候補地を提示させていただいております栃木県、宮城県における埋め立て容量あるいは先ほどのイメージ図でありました構造物の基数あるいは敷地面積を比較した表になります。1行目、2行目、栃木県、宮城県ございますが、栃木県の埋め立て容量といたしまして1万5,500立米程度、宮城県につきましては1万8,250立米程度となります。これを構造物の必要基数で見ますと、次の隣の列ですが、栃木県につきましては6基、宮城県につきましては4基必要となるということになります。これに対しまして、3行目の本試算とありますが、今回必要な容量として65万4,000立米程度でございますが、先ほど申し上げたように、これを入れるための構造物の基数としては218基必要という試算となります。これを栃木、宮城と比較いたしますと、下の脚注の表1の3行目でございますが、福島県は栃木県の36倍、宮城県の55倍の規模となる試算となっております。

続きまして、一番右の列の敷地面積ごらんいただきますと、栃木県につきましては必要な敷地面積といたしまして2.8ヘクタール程度、宮城県につきましては2.5ヘクタール程度の敷地面積が必要と考えておりますが、これに対しまして先ほど小良ヶ浜地区での試算させていただきましたが、33万立米の必要容量と必要な用地範囲として100ヘクタールとご説明いたしましたが、今回の埋め立て容量として65.4万立米ということで、小良ヶ浜地区での試算の倍の埋め立て容量が必要となりますので、敷地面積で考えますと、その2倍の200ヘクタールの用地が必要となるという試算となっております。

以上、もう一度2ページ目のほうに戻っていただきますと、以上を求めますと、遮断型処理施設の適地といたしまして、平たんな土地を活用するとともに、住居、農地を外した範囲で検討した結果、埋め立て可能容量は約33万立米、必要容量の約5割ほどの確保にとどまるという結果となっております。今回の必要容量65立米を確保するためには、その倍の200ヘクタール程度の用地が必要となる試

算となります。ということで、さらに3つ目の黒丸ですが、小良ヶ浜地区からさらに対象地区を拡大いたしまして、必要容量の確保をしようといたしますと、この地区の先ほど外しました多くの住居あるいは農地、これを犠牲にして最終処分場を立地せざるを得なくなります。それによりまして、この地区の復興が極めて困難となると考えております。また、これだけの広大な用地を確保するためには、多くの地権者の方々との調整が必要となります。これにより、非常に多くの時間を要するのではないかと考えております。

以上、遮断型処理施設の新設に広大な土地、面積の土地が必要とするという地理的な制約に関する詳細説明とさせていただきます。

引き続き鎌形の説明に戻りたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 鎌形さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（鎌形浩史君） それでは、引き続きまして、またこの資料のほうに戻っていただきまして、4ページの……

〔「議長、11番」と言う人あり〕

○11番（高橋 実君） 今の説明の部分だけ質問させてもらえないかな。あとこっち側のやつ説明するのだというけれども、ごちゃごちゃになって頭。

○議長（塚野芳美君） わかりました。

ではある程度の区切りで進めたいと思いますが、鎌形さん、その形で進めますので、よろしくお願ひいたします。とりあえず今のところ、今の説明の部分に対する質疑を進めたいと思います。

11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） これ100町歩でも、4ページのやつのだけれども、大体言っている事情はわかるのだけれども、総体的にこの事業を仮に考えたときに、富岡町の場合は津波による浸水地区で県工事控えているの。かさ上げ工とか、浜街道の盛り土工とか町場あたりのこれから富岡町の復旧、復興に関する常磐線から東側の工業関係とか、そういうやつも頭に置いておけば、この4ページの100町歩に対して残土置き場、1、2、3力所かな、何町歩あるのだかわからないけれども、基本的に表面剥いで、剥いだ状態で10センチでも20センチでもやりますよね、高線量地区だから、これが8,000ベクレル、3,000ベクレルで工事に代用できるのであれば、これ置き場要らないのだ。置き場要らないのだって、残土置き場。

あともう一つ、この5ページ、図の2の遮断型構造物1基の断面図イメージと、これ深さ5メートルあるわけでしょう。これ中間貯蔵ではなく最終100年も500年もずっと埋め放しになる施設になるのだろうから、これ10メートルとか15メートルにすれば、また容積全然変わってくるの。そうすると、この100町歩に対して4ページの、もっともっと狭くなるのだ。65万云々で200町歩と考えているのだろうけれども、やっぱり富岡は富岡の現状をやった今後の復興、復旧、県工事とか国とかいろいろ控えているのだから、そこら辺もあわせてあなたたち入れた状態でやるべきだと思うのだけれども、ど

うでしょうか。

○議長（塚野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） ご質問ありがとうございます。

2点ほどご質問いただきましたが、1点目の残土置き場の件ですが、もし仮にここを整備しようとしますと、最初に除染を行う必要がございます。その除染を行った上で整備をすることとなります。この残土置き場というのは、この1工区、2工区、3工区、4工区とありますが、遮断型処理施設というのは掘り起こす必要がありますので、その掘り起こしたものをしてこの残土置き場として活用するという考え方であります。この残土置き場につきましては、量としましては、ある程度これぐらいの量が必要だ、出てくるだろうということでこれを活用しますが、ここに残土置き場として置いていますが、これをまたこの中で当然工事のほう行なっていきますので、その一部が活用することになると思いますが、現時点ではこれを試算した時点では、残土置き場として一部活用するとしても、これだけのスペース、これは必要であろうという試算をしているものであります。これは、1点目のご質問に対するご説明です。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 2点目について、川又のほうから説明させていただきます。

もう少し、もっと深くすれば必要面積を少なくできるのではないかというご質問だったというふうに理解しております。その件に関しましては、これをまずこの試算をやる際の、先ほど説明ありましたけれども、環境省としてほかに候補地を提示させていただいております栃木県で1件、あそこで考え方というものを引いてやっております。その考え方と申しますのは、汚染された廃棄物については、先ほどお話ししました放射性物質の対策特措法のもとに実施するわけですけれども、もともと廃棄物処理法のほうでこの遮断型施設、管理型施設というのは規定がございます。その技術的な基準を用いて考えております。その廃棄物処理法に基づく技術基準では、埋立地の1区画ごとに面積がおおむね50平米、容量としましては250立米を超えないように1区画をつくるべきというふうに処分基準が決められております。今回の試算では、この要件を遵守しつつ、深さをできるだけ確保するという観点から、面積と埋め立て容量を今の要件の最大となる50平米、それから250立米というふうにしまして、深さを5メートルという形で規定しております。しかしながら、例えばその深さを高橋議員おっしゃったように、2倍の10メートルにすると、面積がその半分の25平米という形になりますので、非常に縦長の形状の区画とならざるを得ません。そうなりますと、安全かつ安定的な施工あるいは作業、そういう観点からなかなか実際に難しいという点がございますので、深さとしては5メートル以内が実施可能であるというふうに考えております。

なお、全国ほかにも遮断型最終処分場というものが実際にございますけれども、いずれの処分場もその埋め立て深さは5メートル以内という形になっておりますので、実態的な面からも5メートル以

内が現実的であると考えております。

以上です。

○議長（塙野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） 最初に質問した答弁が松崎さんだったっけか、失礼だけれども、全然質問に対する答弁でないのだ。私が質問した答弁と随分かけ離れた答弁なのです。

○議長（塙野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 今高橋議員おっしゃった1番目の質問の趣旨を確認させていただきたいのですが、この残土置き場というの、もしその残土をそういうほかの耕地の除染とかに代用できるものであれば必要ないのではないかというご趣旨でよろしいのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○議長（塙野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 先ほど私のご説明で、この敷地内でこの残土を活用するという、一部活用するというお話ししました。この敷地の外でいろんな公共事業行わわれているので、その活用がある程度できるのではないかというご質問かと受けとめておりまして、私がお答えしたのは、この試算の時点ではその外部での利用というのを考えずに、この用地の中でおさめる、この中で出てきたものはしっかりと管理すると、残土置き場としてスペースを確保するという前提でこの配置案をつくっております。もちろん議員ご指摘のように、残土に関しては用途等々可能性があるかと思いますが、それは当然ここで置かれている残土置き場、置かれる残土置き場等、あとは利用しようとするところとのマッチングというのがございますので、それがまた具体的には想定が困難だという前提で書かせていただいているというものです。

○議長（塙野芳美君） 11番、高橋実君。

○11番（高橋 実君） これ3回目になります。

○議長（塙野芳美君） 一応なります。

○11番（高橋 実君） 今エコテックのかわりになるところで、小良ヶ浜地区でこういうやつしてきたのでしょうかから、最大限に利用できるところは利用して、狭めてという考え方持たれないのかな。仮に一般の今除染工事やっていたって、この敷地で出なかつたら仮置き場に置くとか、こういうやり方でやっているのだから、ここだってなんでかんで、こんなところでおさまればいいけれど、おたくらの試算でいったら200町歩ないとだめなのでしょう。100町歩でおさめる努力をする考えは持てないのかと言っているんです。残土置き場だって表面の部分はフレコンに入れて、もちろん入れるわねそれで使える8,000とか3,000ベクレルで再利用できるところはどこかに仮置きすればいいことなのだ。そうすれば、この図面上の残土置き場は、またふやされるでしょうと、なおかつ5メートルが10メートルになればこの100町歩で済むのではないですかという質問しているの。現状に合った考えを持

てないのかと言っているの。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） ご指摘ありがとうございます。我々としても、できるだけご迷惑をかけないような形でやっていきたいというふうには考えておりますが、先ほど2点ご指摘いただいたほうのこの2点目については、なかなか深く実際に掘って形にしてやるというのは非常に難しいという点でございます。

それから、1点目につきまして、もっと残土置き場も活用できるようにしたらいいのではないかというご指摘についてですが、これについては我々としてなかなかこの時点での検討では、いろいろと細かい条件というものがまだわからないところが非常に多いところがございまして、そういった土が本当に適用できるのか、外で使えるのか、そういうところも不明確なことがありますものから、こういった形で用意させていただきました。

また、ここの部分、要望をある程度しようとした場合でも、この試算の中で示させていただきましたように、半分程度しかまだ容量としては確保できないという試算になってしまっておりますので、この残土置き場を一部利用したとしても、やはりこの65万4,000立米というものをこのエリアの中におさめるのは難しいのではないかと、こう考えております。

以上です。

〔14時04分11番高橋 実議員退席〕

○議長（塚野芳美君） この内容の説明の部分で、そのほか議員ありますか。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 今の話を聞いていると、国は本当に富岡町に置いてもらいたいのかと逆に疑問を感じるの。というのは、どこもこういうものは迷惑施設だから、もらいたくないの。富岡は、拒否していないよね。引き受けありきで本気で考えているわけ。なのに環境省は、だめな理由ばかり探しているような感じするの。そんなところで、エコテックは9.4ヘクタールだよ。9.4ヘクタールでおさまるのだから。こっち30ヘクタールからあるのだから。今この説明だけでも100ヘクタールあるよ。今の説明だと、全国の管理型処分場は5メートルでとめていると。深くはいけないと、今11番議員の説明で。今全国にある管理型の処分場は、一般廃棄物とか産業廃棄物とか、放射性廃棄物がどこにあるのだ。ニューモにしたって何にしたって、地下30メートルとか地下どんどん深く掘っているのではない。5メートルが10メートル、15メートルになって、二重構造、三重構造にしたって、やる気があれば入っていくのではない。本当にやる気がだめな理由ばっかり、傾斜が緩めでなければならぬ、時間が足りない、だったらばエコテックは産廃のほうに積んでいるだけだよ。放射性廃棄物の最終処分場だよ。これを野積みにしていくのだよ、上に覆土はするけれども。コンクリートの5メートルよりもっともっと深いところに持っていくのではない。あなたの言っている論法からいえば、5メートルより下げてはだめなのではない。沢になっているから、どんどん深いところに積んでいく

のでしょう。本気で考えてください。富岡町要らないよというふうになってしまふよ。あれから8カ月だよ。私は、限りなく1Fに近い集約しましょうということでここを提案しているわけだ。野積みにしているのはだめだと、だからコンクリートの遮蔽型にしましょうと提案しているのだから、その提案に対する答えが8カ月たっても返ってこない。だめな理由を本気で考えている。やりたくない、協力したくない、富岡町も私も協力したくないよ、こんな回答ばかりでは。どうしたらやれるかを何で考えてこないの。今まで経験したことのない、全国にどこにもない、そういうものを今考へているの。環境省では、よそにないからだめだとか、そんなの言いわけだよ。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 安藤議員、ありがとうございます。

我々本当にそういったこういう放射線に汚染された廃棄物の処分場をつくるということで、非常に苦労しております。そういった中で、今安藤議員おっしゃっていただいたように、富岡町としてそういったものをつくるということに対してはだめだというふうにはおっしゃっていないということにつきましては、本当にありがたく考えております。一方、ちょっと私の説明が誤解を与える言葉だったので申しわけなく思うのですが、先ほど全国の処分場で5メートルよりも深いものないと申し上げたのは、遮断型処分場についてのことです。おっしゃるように、エコテックもそうですが、管理型処分場であればもっと深くやったものもございますけれども、遮断型処分場につきましては5メートルよりも深いものがないということでございます。

それから、全体的にこの説明ができる理由ばかり述べているのではないかというご指摘についてですが、我々もこういった処分場をしっかりと、できるだけ早く整備したいという思いで取り組んでおりまして、そういった意味でこういった可能性というご意見もありましたので、真摯に客観的に検討させていただいたつもりでございます。ただし、やはり先ほど申し上げましたけれども、遮断型処分、その構造ということになると、そういった深い形でやるというのは、職務上の問題、安全上の問題で非常に難しいということは言わざるを得ない部分がございます。

それから、時間的な面でも、これは昨年の際にも私の前任者が説明させていただきましたが、やはり新たに処分場を整備するということになりますと、いろいろな適地の検討ですとか、地権者との交渉ですとか、そういった面も含めまして非常に長い時間がかかるざるを得ないというふうに思っておりますので、既存の管理型処分場で処分させていただきたいと、こういうふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 速やかに運びたい。私も福島とか郡山とか避難でいっぱいお世話になっています。そういったところの庭先にあるもの、これを早く持ってきてあげたい、これは誰でも同じな

のです。ただ、時間がないからここに置かせてよという論法なの。管理型だったら青空天井でも何ぼでも積んでいけるから、沢になっているから幾らでも置けるから、これ放射性廃棄物の最終処分場だよ。そこから考えてよ。他県ではどういう騒ぎしているか。何で他県で受けられないのか。一般廃棄物、産業廃棄物ではないのだよ。他町のこと言って申しわけないけれども、大熊にしても双葉にしても中間貯蔵施設は30年後、県外に持っていくのでしょうか。富岡は、これは最終処分場だよ。既存の250平米の遮蔽のコンクリートの完全遮蔽が技術的に難しいということであれば、何で管理型と遮蔽型の両方いいところをとった、例えば30町歩なら30町歩、10メートル掘った、15メートル掘った、各辺を小さくするのではなくて、大きくしたり、改良型の何とかしてこういうものだったらどうですかと、こういうものだったら防水シートとか何とかシートのような薄っぺらなものではないのだから、下がコンクリートだし、ちゃんと管理できるのだとか、前向きな話なんか全然ないのでないの。既存のものをそこにぶち込んで、お上の言うことそのものだ、本当に。決められたことだからこういうふうにしますと、今まで例がないからこういうふうにしたいという考えが全然ないでしょう、それでは本気でそういうふうに提案してくるものでなければ、富岡は私はノーと言いましょうということで、こういうとんでもないものは要らないのではないか、迷惑ですよ、そういうふうに提案していくたいと思うよ、その程度のレベルの説明であれば。今までのものでだめだったら新しいものを考えてくる、そういう考え方あるかどうか、もう一回。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） その管理型処分場は、議員がおっしゃるように、普通の産業廃棄物、一般廃棄物と違って、この放射能に汚染されたものというのは違うのだというご指摘ごもっともでございます。それにつきましては、私どもも既存の廃棄物は廃棄物処理法の中で処分基準等も決められているものでございますけれども、その放射能の汚染された廃棄物につきましては、特措法のもとで追加的な対策措置というものが定められております。今回これから後でまた資料の、メインの資料の中でご説明させていただきますが、追加的にさらに安全に処分するために追加的な対策というものを検討し、またご説明させていただくということにしております。遮断型処分場あるいは管理型の構造、それぞれ別の思想で考えて決められた構造でございます。両方とももともとは廃棄物処理法の中で規定されている構造でございます。遮断型の場合には、一切そういう雨水等を排除する考え方でありますけれども、管理型のほうはそれができるだけ入らないようにする、プラス浸出水の処理施設を設けてきちんと浄化して放流すると、そういうような設計思想で考えられているものでございます。そういった点から、我々もきちんとそういった管理型処分方法の上に、そういった放射能に汚染された廃棄物をきちんと処理できるような構造プラス処理施設、そういうものを設けて行っていくことでしっかりと安全性が確保できると、そういうふうに考えております。そういった意味で、昨年議会のほうでいろいろと構造的な部分につきましても、あるいはモニタリング等につきましても、さまざまご指摘をいただきました。それについ

て、我々のほうもさまざまな検討をし、本日この後の部分でございますけれども、資料として用意し、説明させていただきたいと思いますので、その点についてはまたその後の説明をお聞きいただいた上でご議論させていただければと思います。

○議長（塙野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 一たんここで質問を私やめて、また説明を受けて、またやらせていただきます。

○議長（塙野芳美君） そのように戻します。というのは、やはり時間も無制限ではありませんので、先ほどちょっと説明途中で中断して申しわけありませんでしたけれども、一たん一通り全部説明していただいて、その中で改めて質疑をさせていただきたいと思いますので。

[「いやいや違う。質問始まった」と言う人あり]

○議長（塙野芳美君） 今の部分で一たん切ったけれども、ここまで部分でありますか。

では、12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） これ一番入り口な部分ですので、町民も議会もエコテックは反対しているわけですから、この辺の理由をしっかり定まらないと、私は次の話を聞いてもしようがないと思うのです。といいますのは、まさに小良ヶ浜地区100町歩ですか、これだけな膨大な広さがあって、ここに六十何万立米の管理型、遮断型の施設ができないというのは、全く私は矛盾していると思うのです。先ほど残土の話も出ましたが、残土も当然ものをつくるときに掘削した土を一たん置いて、それの一部、2割とか3割は多分覆土材に使うと思います。それ以外のものに関しては、この敷地、見ている人だとわかると思うのですが、沢がいっぱい走っているのです。その沢は、余り深い沢ではなくて、簡単に埋め立て可能な沢ばかりなのです。この平たんな土地から省いた部分に関しては。そういう部分を埋め立て造成していくれば、丸々100町歩使えるような土地になるのです。あなたか誰か、環境省誰か一人でも見ていますか、この土地。見ていますか。人に聞いたり、何かで情報をつかんでしゃべっているのですか。誰か1人見ていますか、この現地。

○議長（塙野芳美君） そこまでですか、質問は。

○12番（渡辺三男君） まだです。

○議長（塙野芳美君） だったらまとめて、説明して質問してください。

○12番（渡辺三男君） 答えてください。これだけ膨大な敷地があって、つくれないという話ないでしょ。この冒頭のやつなんか、土地の冒頭のやつなんか見ると、つくれない理由だけ述べてあるのですが、もう少し5番議員が言ったように、何とかしてつくってやろうという気で調査してくれていたのであれば私は納得いきます。それで中間貯蔵施設、30年後に県外に持っていくますよという施設に関しては、農地外していますか。民家外していますか。外さないで一くくりでしょう。例えばこれを最終処分場にするとして、遮断型に、民家外して、農地外してもらつたって、あと使い道、利用価値がないのです。何であなたら、そうやって二枚舌使うの。これ困難区域です。それで大熊の大熊

境です。ここに人戻りますか。あなたどう考えているか、それも答えてください。あと栃木とかの例を見ていますね。これは、ここをつくるために特措法で定めたのだかどうかわからないけれども、決め事をつくったはずです。下には5メートルしか入れないと、あと一くくり50平米でつくりますよと。これはこれで私はいいと思うのです、規模が小さいから。100ヘクタールでも足りないというような敷地につくるようなものだったら、それとは別に定めてやるべきだと思うのです。足らなかつたら10メートル入れる、20メートル入れる。先ほど言ったニューモなんては300メートル、400メートル今試験しているわけでしょう。だからそういう方向で考えて、できないというなら私はしようがないと思うのです。あなたたちは、できない理由づけをしているだけなのです。それだったらここに管理型の処分場をつくってもいいわけです、遮断型は無理だから管理型でではここでやらせてくださいという点も一つはあると思うのですが、そういう角度からも検討した経緯ありますか。お願いします。

○議長（塙野芳美君） 松崎さん、3点質問ありますので。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） ご質問いただきました沢がほかに平たんな土地以外に傾斜がついているところについて、浅いところがあるのではないかという、その活用は考えないのかという1点ご質問、あとここは民家を対象から今外しております。これにつきまして、なぜ外すの、中間貯蔵では外しているの、何でこれを外したのか、その理由をちゃんと示してくれということかと思います。あとは、管理型についての検討はしているのか、この3点でよろしいでしょうか。

まず、今回検討するに当たりましては、これは中間貯蔵施設ではなく、最終処分場であります。ですので、最終処分ということを考えて検討する必要があるというのを出発点にしております。その際に、長期的な当然処分管理が必要となりますので、その長期的な管理を前提として考えた場合に参考にしているのが福島以外の、例えば栃木で検討している、その検討のプロセスを沿う形でやっています。その際には、その選定のプロセスの中で民有地、民家から、住居からの距離、というのは当然重要な要素になります。その民家から近くで遮断型構造の施設をつくるということが理解が得られないということで、それは一定程度距離をあけざるを得ない、その考え方でやっておりまして、今回その対象から外しております。その関係で、先ほど人戻れるかというお話をしましたが、我々といたしまして、この地域で人が本当に戻れるのか戻れないのかということにつきまして、我々が戻れない、戻れるということを決めるることはできません。ですので、これを検討する際には、長期的な管理を前提として考えますので、当然ここに住居がある限り、その住居から避ける形で適地というか、候補地を選定する必要があるという思想で考えています。ですので、この民家から100メートル範囲という目安をつけて外しました。

続きまして、この適地の際に傾斜度を15%以下というのを目安といたしました。これにつきましても、先ほど申し上げた栃木、宮城等で検討している中で、遮断型構造を安全に、長期的に管理し、建築することを考えた場合、ある程度の平たんな土地、緩やかな土地、これをまず候補として考える場

合は、やはりそこを優先して検討することがやはり必要だというふうに考えております。やはり安全性の確保が一番重要ですので、長期管理を前提とした場合は一定の傾斜が緩やかな範囲内でやはり検討すべきだということです。その思想に基づきまして、傾斜度15%以下というのを目安として、そこに遮断型埋立地を設けるとして試算したものです。

管理型につきまして、今回ここではいろいろと議論、ご意見いただく中で、遮断型構造のものを新たに建設すべきということで今回こちらにご用意させていただきますが、管理型をもし整備するといたしますと、一般的に管理型構造の処分場というのは谷地形を、この地形を有効に最大限活用して建築すると、整備するということになります。ですので、そうしますと今の遮断型とはちょっと逆の発想になりますが、谷地を有効に活用するということになります。

それで考えますと、例えば3ページ目のこちらのこの補足資料の航空写真ございますけれども、大熊町境のほうに谷地幾つかございます。それを遮断型、管理型つくるときには候補となるのですけれども、まず前提として大熊の町境にあるということで、その谷は大熊のほうに、特に北辺のところは流れているということもありまして、我々大熊につきましては中間貯蔵施設について非常にお願いしているということもありますので、その管理型処分場の谷のその先にあるのが町境となっておりますので、そこは管理型処分場としても建設しようとするにしても、我々としてはなかなか難しいのではないかという考え方であります。一方、こちらの地図でちょうど牧場の西側のところにすごい急峻な谷地ございます。これは、谷地としては広い面積を持っておりますが、こちらは色でごらんいただくとわかるように、非常に急峻過ぎて管理型処分場として設置するということについては適さないのではないかというふうに考えております。

ということで、3点目のご質問につきましてもこちらで検討させていただいておりますが、管理型処分場というのはやはり難しいのではないかと考えておりますが、今回こういう形で平地15%以下というのをベースにして、その中でどういう形で配置するのかということについて検討した結果をお示ししたということでございます。

ちょっと長くなつて申しわけありません。説明以上です。

○12番（渡辺三男君）　あと1点、現場を見ているか、見ていないか。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君）　失礼しました。

行うべきでございます。私自身は、私個人でありますが、ここの地域について実際に入つてつぶさに見たということはございません。うそを申し上げられませんので、そこは申し上げておきます。ただ、ここの地域で今おっしゃったような、沢についても深い沢ではなくて、浅い沢も少なからずあるよということは、この土地についてご存じな方からもお聞きしつつ、この航空写真などの既存のデータも活用して、できる限りここの地域についての地理を理解しようということをやりながら検討しておりますが、先ほど議員ご指摘の浅い沢があるということについては承知しております。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 今の答弁ありがとうございます。

全くつくりない角度からだけ物を言っているから、私もこうやって質問したくなるのですが、根底にあるのはフクシマエコテックが富岡町の南から来る入り口、ましてや富岡の全体を見たときに放射線量が一番低い地区にある施設なのです。それであそこはだめだと私初め言っているのが大半だと思うのだけれども、そのだめだという意味がわかっていないのです。あなたたちは、完全なものにして、絶対間違いを起こさないように国が管理してやりますから入れさせてくださいと言っているでしょう。また、片や福島県全体のものが入ってくるわけです。福島県には、いっぱい管理型処分場あるのです。あなたたちそれだけ自信持って完璧なものにして入れられるのであれば、何で県全体に入れないのでですか。そしたら富岡に65万立米ですか、集まつてくる必要ないでしょう。県全体のものを富岡町で受けてもいいよと言わせるには、ちょっとやそとの材料ではなかなか首は縊に振れないと思います。環境省さんみたいに時間がかかるとか、適地がないとか、そんなのは理由にならないのです。もう4年たっているのですから。先ほど5番議員さんからも言われたように、前に説明を受けて我々が要望した回答返ってくるの、8カ月かかるのですか。そうやって8カ月、10カ月ぐらいやりとり五六回やつたら、何年かかるのですか。だからもう少し真剣になって、何でそこではだめなの、富岡町民は何でそこでだめ言っているの、議会は何で反対しているのという意味がわかってはいないのです。国は、風評被害についてはどんなカバーできますか。風評被害についてなんてカバーできないのです。エコテックに入れるなら入れるで、ちゃんとした材料さえあれば、私は最後まで反対する気はないですけれども、少し説得力に欠けますよ。できない理由ばかり持ってこられたって、民家を外した、農地を外したといったって、それは栃木とか宮城の話でしゃべっているのでしょう。規模が小さいから、3ヘクタールとか5ヘクタールとか、規模がちっちゃいから民家は外しましょう。勾配は15%以下の適地を見つけましょう。通ります、これ。100町歩も200町歩も必要なのにそんなこと言つてきたら、本当ないでしょう。この日本の国ではないでしょう、あなたたちは言っているような適地それだけの膨大な土地が必要だとすれば。だから栃木とか宮城で決めた決め事をここに持ってきているから間違いなのです。ここは、この特措法でも何でもつくってやってもらわないと、そんなこと言つたらエコテックに例えば入れるようになったとしたって、あなたたちは法律を盾に持ってやることもやってもらえなくなってしまいますので、もう少し私は説得力のある話が今回出てくるのかなと思ったのですが、まず出てきたのはつくれない理由だけだと私は感じております。私地元なのです、正直90%は、もうどこがどうなっているか、全部わかっています。これだけの場所に65万立米入れるには敷地が狭過ぎるというのは、もう完璧に当てはまりません、私から言わせれば。どう思いますか。

○議長（塚野芳美君） 鎌形さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（鎌形浩史君） 広範にご質問どうもありがとうございます

います。

まず初めのところで、県内の管理型処分場があるでしょうと、そういうところにそれぞれ入れればいい、こういうご質問と受けとめてよろしいでしょうか。私ども処分場の計画につきましては、安全には安全を重ねた上で周りに漏れ出ないということでございますが、それは非常にしっかりとした管理が必要ということになります。ということで、県内のさまざまな場所に置くということになると、管理を分散するということになります。私どもとしては、今の方針としては福島県以外もそうなのですけれども、それぞれの県で1カ所のところでしっかりとした管理を行う、そういうような施設、あるいはそのところの維持管理をしていきたい、これ今後の方針でやっていくところでございます。県内のほかの管理型処分場について、今まで全くできなかつたということで、一通りどういうものが、あるいはどういうようなものがあるかについての確認をしました。やはり富岡町のエコテックにつきましては、県内のもうもろの管理型処分場と比較した場合、いろいろの問題あるいは双葉郡であるということも含めまして、ぜひここに置かせていただきたいというふうな考えになった次第でございます。

それから、あと検討につきまして、できないことばかり理由をつけているのではないかというご指摘がありました。私ども、そしてかつ8カ月もかかって出たのがこの程度かというようなご指摘かと思います。私ども決してできない理由を考えるという意味で検討したということではなくて、私どもとしてはやっぱり実際つくるとしたらどういうふうなことがあり得るのかということで検討したつもりでございます。ただ、そこにその検討の中で、先ほどから申し上げておりますような制約が非常に大きいということでございます。その中で、特に民家や農地を外すことについてどうなのだというようなご指摘もございました。その点につきましては、帰還困難区域ということでございますが、私どものほうとしてここは帰れない土地だというふうに決めつけた検討をするというのはとてもできることではないというふうに思いました。そういう意味で、復旧、復興、これから長く続いていくと思思いますけれども、そこに私たちが決めつけるということは私どもとしてはできないという意味で、やはり民家や農地は対象から外したということでございます。

あと風評被害についてのお尋ねもございました。風評被害につきましては、まず起こさないということが大切というふうに考えております。その中で、さまざまな風評被害ということですから、相手方、受け取る側も知識、内容を深めていくための計画をしっかりとしていく、あるいは実際に施設をつくった場合にモニタリングなどしてきっちりと管理されているのだということを発信していく、こういうことがまず大事だと思っておりますけれども、前回というか昨年の全員協議会や住民説明会の中でもやっぱりエコテック、ああいうところにできた場合に帰還意欲を阻害するのではないかとか、あるいは風評被害が心配だというご懸念がありました。こういうことに対して、具体的にどういうふうに対応していくかということにつきましては、さらに県や町等に相談はさせていただきたいと、こういうふうに考えております。

以上でございます。

○議長（塚野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） できない理由づけだけをしているということ、私は本気でそう思っています。国の方であれば、100町歩の土地があつたらもうどんなことでも私はできると思っていますから、きょう午前中も焼却施設、富岡町にすばらしい焼却施設、すばらしいと言つたら語弊あると思うのですが、すごいでかいすばらしい施設をつくって、もうすぐ稼働しようとしている施設を見てきました。本当にありがたい話です。あれだけのものを10ヶ月くらいでつくってしまうのですから、一遍に100町歩に650立米入れる施設をつくれということではないですから、順番につくっていけばいいわけでしょう。幾らでもできるはずなのです。そういうことをきっちと理由立てをきっちとしてきて、これだけつくるとこういう状況になるから何とか入れさせてくださいなんて話したら、まだかわいいです。そんなできない理由ばかり聞きたくないです。きょう私は、こんな説明だとは思わなかつたです。もう少し前向きな説明だと思ったのだけれども、そうでしょう。環境省さん、あそこの地区帰れないという考え方はしたくない言っていますけれども、私初めあそこを最終処分場でどうですかと言っているわけですから、国の環境省さん、最高の機関。そこから100メートル離れた人に、あんたは帰れなんて逆に言えないです。もうこここの地区全体、もう全区民移転くらいの考えです。違いますか。私はそう思います。そういう考え方の上で、栃木とか宮城は別問題にして、新たな考え方の上でやっぱり計画するべきだと私は思います。そういう答え持ってきてくれるのかなと思ったのですけれども、残念です。

○議長（塚野芳美君） 鎌形さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（鎌形浩史君） 我々としては、可能性について検討したつもりでございますので、なかなかご理解を賜れない、ましてや説明が不足しているというご指摘です。ちょっと前の話に戻りますけれども、民家、農地を外したというような話もございましたけれども、やっぱり私どもとしてはここに最終的な処分場をつくってしまうと決めた途端に、やはりそこはもう本当に処分場以外に使えないと決めるということになると、そういうことを今の時点で検討ということに関しては、私どもとしての提案は、なかなかそこはもう帰れない場所にするのですという提案は、私どもとしてはできないということでございます。

それで、あとはいいろいろな例ええば午前中ご視察いただいた施設のことを例に、本気になればできるのではないかと、こういうようなことのご指摘だと思います。済みません。私どもとしては、処分場として安全に施工して安全に管理するということから、その構造について、例えば深さ5メートルの話、それは中にきっちり安全に入れる、そしてその後もちゃんと管理する、仮に事故が起きた場合には、中をもう一度修復することもありますし、そういうことも含めて5メートルというのが一つの相場というか、全国的にもそうなっているということを踏まえての検討でございまして、私どもとしてはできる限りのことを検討したつもりでございますので、何とぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（塙野芳美君） ここまで部分ですね。

10番、黒沢議員。質問は、議員各位にお願いいたします。もう1時間過ぎていますので、まとめて整理してお話ししてください。

○10番（黒沢英男君） 1問だけ質問させていただきます。

今まで遮断型施設の、これは帰還困難区域につくるということはだめですというような話も若干していますが、私から言わせてみたら、フクシマエコテックのこの処分場は町民も区長会、議会、反対しているのです、大半が。それあえてわかってこういうことを言っているのですか、この辺がそもそものおかしい話で、これ楨葉町民だって、あの付近の町民だって反対していますよ。ここへ放射性廃棄物を処分しますよと言ったら、そんなこと調べもしないでここに埋めますから、新たな施設は時間がかかりますからなんていう話は通らないです。この反対は、どこでもありますよ。私も先週の日曜日ですか、町長と課長から言われました。この新たな施設をつくると、隣接町から反対が起りますよ。当然起りますよ。ここのフクシマエコテックのこのセンターでも必ず賛成する人誰もいません。ここは、安全ですからなんていう話は通らないです。構造的にもともと株木建設が行ったこの産業廃棄物処分場なのです。勝手に法的に変えただけで、これが安全ですよなんて誰しもが思っていないです。私なんか思っていないです。この施設、本当の何十トンもあるコンクリートの固形型のこの塊を入れるのです。どういう状態になると思います。それを土で覆うから、平らにするからいいとか何とか理由は述べていますが、こっちのほうがはるかに危険な場所で、人家もあるし、これはだからこの行政区も隣接行政区、太田、上郡、毛蓋、3地域とも反対しているのです。住民が反対して、行政区長会も反対して、議会も反対しているところを平然とこちらは安全ですという話は、私はないと思うのです。これだけは言っておきます。それで今るるこちらの施設は時間がかかるとか、面積が少ないとかいう話だったですよね。面積なんか100町歩あるところというのは、そのうちの3分の1、ここに書いてある太平洋牧場、この地域だと30万平方メートルあるのです、この1カ所だけ。あの地区はもう帰還できないというような考え方でやっていますから、この辺のことを考えていただかないと、この話は何回来ても、これは私はもう同じことを説明するのであれば、私は欠席しますよ。

○議長（塙野芳美君） 10番さん、まとめてお話し下さい。それから、前のダブった部分は結構ですから、質問してください。

○10番（黒沢英男君） だから私言っているように、こちらの特定廃棄物埋立て処分場の管理型がこれが妥当だと、議会にかけても反対意見が多いのに、なぜこっちが安全だと持ってくるのですか、それだけ1点聞いておきます。

○議長（塙野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 今黒沢議員からのご指摘、ありがとうございました。我々としては、繰り返しになりますけれども、できるだ

け早くこの問題を解決するために何が一番いいかということを真剣に考えてきているものでございます。それでフクシマエコテッククリーンセンターを活用したもの、その安全性についてご意見いただいたところでございますけれども、これにつきましては議長、こちらの資料でどういった追加対策をとって安心、安全を確保していくのかという点については説明を用意させていただきましたので、これをお聞きいただいた後にまたさらなるご意見、ご質問をいただくという形にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） ここまで部分でそのほかございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） それでは、何ページですか……

〔何事か言う人あり〕

○議長（塚野芳美君） 説明をお願いします。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 今ご議論いただいた点が4ページまででありますので、次、今お話しさせていただきました埋め立て処分における安全、安心の確保という部分、5ページになりますけれども、そこから説明を再開させていただきたいと思います。

こちらは、また同じ構成ですが、昨年議会、住民説明会での説明の中で私どもがさせていただいたものでございます。次の6ページとあわせまして、説明を記載しております。また、かいつまんで紹介させていただきます。

1つ目の丸ですが、10万ベクレル以下の特定廃棄物を処分する方法につきましては、既存の管理型処分場の基準に加えまして、さらに追加的な処分基準が有識者による科学的な議論を経て、特措法のもとに定められております。埋め立てに際しましては、放射性セシウムの外部への影響を抑える観点から、処分基準に従いまして、放射性セシウムの溶出抑制、雨水の浸透抑制、放射性の遮蔽のための多重の安全対策、この下に、具体的には2つ目の丸に書かれているものでございますが、こういった安全対策を実施いたします。3つ目の丸になりますが、これらの対策によりまして、処分場周辺への追加被曝影響を十分に抑えることができると思っております。

続きまして、6ページ目ごらんいただきたいと思います。1つ目の丸ですが、埋め立て廃棄物層につきましては、安定計算を行いまして、きちんと安全に埋め立てられるということを確認しております。2つ目の丸ですが、処分場周辺の空間線量や放射能濃度につきましては、モニタリングを継続的に行いまして、その結果をホームページ等を通じて積極的に情報発信いたします。3つ目の丸ですが停電時などの対応、あるいは4つ目にあります国が事業主体となって責任を持って行うということ、それから5つ目の丸ですが、安全協定を締結すること、こういったことを昨年ご説明させていただきました。

続きまして、7ページ目ごらんいただきます。こういった説明に対しましていただいたご意見、ここにまとめております。1つ目の丸ですが、埋め立て層の安全性について、計算による推計だけでは安心できない。2つ目の丸ですが、非常に大きなセメント固化した廃棄物を埋め立てると、埋め立て廃棄物の重みで既存廃棄物層が崩れるのではないか。3つ目の丸ですが、セメント固化しない廃棄物を収納容器に入れた状態で埋め立てていくと、積み上げた廃棄物が崩れるのではないか。4つ目ですが、示された対策を実施しても、なお埋め立て物の崩れ、滑りが生じる懸念があると、こういったご意見をいただきました。

それに対しまして、下にあります丸ですが、こういった安定性に関するこれらのご不安、ご懸念に対応するため、さらなる安全、安心の確保の観点から、この下に掲げてございますさまざまな追加対策を実施することを考えております。これにつきましては、昨年5月の全協で説明した内容も含めておりますが、まとめた形で追加対策としてご説明させていただきたいと思います。1番目が既存廃棄物層の補強対策ということで、2つの項目が上がっております。追加対策の2番目は、セメント固化しない廃棄物の埋め立て安定性の向上というものです。追加対策の3つ目といたしまして、埋め立て廃棄物層全体の補強対策ということであると思います。これらの追加対策について、松崎より詳しく次ページ以降説明させていただきます。

○議長（塚野芳美君）　松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君）　それでは、私のほうから追加対策の説明させていただきます。

8ページをごらんください。川又のほうから申し上げましたように、昨年5月の全員協議会でご説明させていただいたもの、2つございますが、改めて概要をかいづまんでご紹介いたします。四角の中、1つ目のポツですが、先ほど川又のほうから申し上げましたように、既存廃棄物層、既に処分場に埋め立てられている産業廃棄物もそうですが、これが崩れることなく十分支える力、支持力があるということを算定により確認したところですが、先ほどご説明させていただきましたようなご懸念の点がございました。それを踏まえまして、2つほど補強対策としてご提示したところです。

まず1つ目が、このページの（1）、赤字で書いております既存廃棄物層の支持力の丁寧な確認とセメント混合改良でございます。この8ページ目の左下の図、少し小さくて恐縮ですが、既存廃棄物層につきましては、この図の左と右に黄緑色で既存廃棄物層と書いておりますが、現在上流側深く、右側のほうになりますが、右のほうに埋め立てられております。これを汚染廃棄物を埋め立てる前に、この右側の上のほうに少し濃い緑ありますが、この一部を下流側のほうに移し、埋め直しいたします。この埋め直し施工を行う際に、この既存廃棄物層の支持力を丁寧に確認するというものです。丸の1番から丸の2、丸の3と埋め直しを施工する前、埋め直し施工中、埋め直し後、それぞれにおきまして支持力を実際に測定あるいは埋め直し施工中のところ、丸の2番、面的把握と書いておりますが、移したものにつきましては50センチ程度ずつ丁寧に転圧、締め固めを下流側の左側で行いますが、そ

の際、10メートル間隔で支持力を簡易測定しまして面的把握するなど、丁寧な確認を尽くしたいと考えております。その結果、もし十分な支持力が確保されないということが確認された箇所がございましたら、その周辺を対象といたしまして、セメント混合改良を実施し、その箇所の支持力の向上をしっかりした上で、埋め立て廃棄物の埋め立てを実施したいというふうに考えております。

次、9ページごらんください。この9ページは、上のほうの赤字で書いております、ジオグリッド敷設工法による既存廃棄物層の補強です。これも昨年ご説明させていただきましたが、右上のジオグリッドのイメージとございます。こういうジオグリッドというのは、図の2にございますように、盛り土の補強あるいは道路などの軟弱地盤が安定対策として広く活用されているものです。これを活用いたしまして、このジオグリッドが持っている機能、1つ目の丸の2つ目のポチにございますが、滑り破壊防止、不等沈下抑制、支持力向上、こういう機能を持っているジオグリッドを敷設したいと考えております。

この9ページ目の下の図ございます。先ほど既存廃棄物層のご説明でしたが、この移しかえた、埋め直しが終わった後に、こちらにジオグリッド敷設と赤字で書いておりますが、上流側の右側、下流側、左側、それぞれに上下にジオグリッドを敷設した上で赤の色が書いておりますが、それぞれの汚染廃棄物を埋めていきたいというふうに考えております。これにより、既存廃棄物層の支持力の向上を図ることができますと考えております。

次、10ページごらんください。追加対策の2つ目は、セメント固形化しない廃棄物、下流側の区画で埋め立てる計画ですが、セメント固形化しない廃棄物の埋め立て安定性を向上させるという対策です。囲みの1つ目のポツにございますように、セメント固形化しないものにつきましても、当初より収納容器に収納した上で埋め立てることとしておりました。これに対しまして、高く積み上げていくことで、その収納容器が崩れるのではないかというご懸念いただいておりました。これを踏まえまして、通常の容器ではなく、この図の1にございますように、封入した後に転圧、締め固めができるような、青の丸の1つ目のポツですが、1.5メートル、1.5メートル、高さ0.5メートルという扁平な容器、角形の容器ですが、これを使って埋め立てたいと考えております。この容器につきましては、図の2の活用事例にございますように、建築物あるいは道路を建築する際の地盤補強として活用されているものであります。これを活用することによりまして、安定性を高めるというものです。

図の3のところに埋め立て配置例ございます。この容器は、角形でございまして、しかもこれを廃棄物を入れた後に転圧、締め固めできるということで、これを並べたときに空隙が非常に少なく抑えることができます。すき間が極力できないように、こういう形で千鳥で互い違いに埋め立てることによりまして、そのすき間は容器の容量比で3%程度に抑えることができると思っております。さらにこれを埋め立てる、並べる際に、現場でさらに転圧、平たん化いたしまして、十分なさらなる支持力を確保するという考え方でございます。

続きまして、11ページ目、次のページをごらんください。今までの説明は、昨年5月で全員協議会

でご説明してきたものでございますが、この追加対策は今回初めてお示しするものでございます。四角囲みの1つ目のポツにございますように、今申し上げた2つの対策によりまして、埋め立ての安定性十分確保することができると考えておりますが、さらなる安心の確保が必要だという観点から、さらなる追加対策といたしまして、この図のようにございますように、埋め立て廃棄物層、このピンク色の廃棄物層のところに、先ほどご紹介いたしましたジオグリッドを多層に適用する、敷設することとしたいと考えております。これによりまして、既存廃棄物層の補強のみならず、埋め立て廃棄物層全体のさらなる補強対策を実施したいというふうに考えております。

以上、埋め立て安定性に関する追加対策のご説明を終わります。続きまして、川又のほうに説明を戻します。

○議長（塙野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 続きまして、12ページごらんいただければと思います。モニタリングについてでございます。

ここにいただいたご意見をまとめました。1つ目の丸ですが、埋め立て処分による外部への放射線影響が心配、モニタリングを連続測定すべき、その際に富岡町への影響の確認ができるようにすべきということ。2つ目の丸ですが、処分場の敷地境界に加えて、埋立地境界も空間線量率の測定をすべき。また、放流先河川のモニタリングの回数や対象項目を追加すべきという点。3つ目がモニタリングや処分場監視について、住民が参加できるようにすべきということ。4番目が施設の点検頻度をふやすべきではないか。災害時の対応について、停電時や夜間時の対応の明確化や充実を図るべきというご意見をいただきました。これらのご意見にお答えできますように、この下に赤字で書いてあります4つの追加対策というものを検討してまいりました。

次の13ページから細かく説明させていただきます。13ページをごらんください。追加対策の1つ目ですが、大気、地下水の放射能濃度の連続モニタリング、こういうものです。モニタリングに関しましては、敷地境界で空間線量率、済みません。次の13ページをごらんください。埋め立て処分に当たりましては、敷地境界で空間線量率や地下水等の放射性セシウム濃度のモニタリングというものを定期的に実施するということにさせていただいております。さらに、前回の全協でのご意見を踏まえまして、もともとは大気及び地下水の放射能濃度の連続モニタリングというものをご意見を受けて実施するというお話をさせていただいておりましたけれども、それが右の図で申しますと、この赤い丸で示されている大気中の放射能濃度といいますと、南の入り口のところに1点、水色のものと、あと右の地下水中放射能濃度という赤いもの1点、これについて連続モニタリングをさせていただくというご説明させていただきましたところ、北側の富岡町側の影響も見れるようにしてほしいというご意見をいただきましたので、上の水色の四角の赤丸で囲んだ部分ですが、北側にも連続モニタリングを実施するということにさせていただくことを提示させていただきます。

それから、次の14ページになりますが、2つ目としまして、モニタリング地点、項目の追加という

ことです。処分場に関しましては、埋め立てに伴う周辺公衆への被曝線量を評価するという観点で、敷地境界での空間線量率を測定することとさせていただきました。それが赤い星の4点でございます。外側の4点でございます。これに対しまして、前回の全協で埋め立て境界でも空間線量率を測定してほしいというご意見を受けまして、この赤の星の丸で囲んだ部分ですが、埋め立て境界でも4地点空間線量率を測定するということを追加させていただきました。

それから2番目、放流先河川のモニタリングに関してですが、これはもともとの説明の中で処理水放流先河川への影響がないということの確認のために、河川水水質を年1回測定するということにさせていただきました。それに対しまして、紅葉川への影響が心配だというご意見がありまして、河川水の水質につきましては年4回、季節ごとに測定させていただくということを追加的に実施いたします。

それから、項目につきましても、河川水の水質のみならず、川の底の土あるいは河川敷の植物、表土、そういうものをモニタリング定期的にさせていただきまして、処分場由来の濃度蓄積がないということを確認させていただきたいと思います。

続きまして、15ページごらんください。3番目は、地域住民参加によるモニタリングということです。これについてもそういうご意見、ご要望がございましたので、地域住民がモニタリングにご参加いただきまして、埋め立て作業状況の確認あるいは処分場や放流先河川のモニタリングというものを行っていただくことを考えております。詳細な内容につきましては、今後町と相談しつつ詰めていくということにさせていただきたいと思います。

続きまして、16ページになりますが、追加対策の4番目としまして、施設点検及び災害時対応の充実についてです。埋め立て中に週1回、目視で行うとしておりました管理項目、下の表に示しておりますが、これにつきまして頻度をふやすべきだというご意見を受けまして、週1回とさせていただいたものを埋め立て作業を行う日ごと、毎日点検するということにさせていただき、施設管理の充実というものを図ってまいりたいと考えております。

災害時の対応についてですが、前回の全協でご質問がありましたが、停電時は非常用発電機が自動的に起動しまして、電源計を非常用に切りかえるシステムといたします。それから、夜間時の対応についてですが、地震等の際には速やかに現場に向かいまして、また台風等の影響があらかじめ予想されるような場合は、夜間も駐在しまして、迅速に対応できる体制を整えてまいります。

以上、モニタリングの追加対策の説明を終わります。

続きまして、17ページをごらんください。国の責任の明確化についてです。これにつきましていたいたご意見ですが、ほぼ埋め立て処分事業は長期にわたって管理が必要なものであり、民間事業者が所有する施設で事業を行うことに対する不安あるいは懸念があるため、処分場を国有化すべきではないかというご意見をいただきました。これに対しましては、これまで本事業は特措法に基づきまして、国の事務として行うものでありますので、処分場を国有化せずとも国が事業主体になって、最後

まで責任を持って実施いたしますという説明をしてまいりました。しかしながら、一方で本事業に対する地元の皆様の安心の確保も非常に重要であると考えておりますので、皆様のご意見を踏まえまして、国有化を含め国の責任をさらに明確化するための対応策について検討を進めているところでございます。この国有化につきましては、行政上、法令上の整備のほか、所有者との調整などさまざまな課題がありまして、これまで継続的に検討を行ってきたところでございます。現時点では、申しわけありませんが、まだ結論は得られておりませんが、皆様方からいただいた強いご意見を踏まえまして、こういった課題への対応を真摯に検討し、できる限り早くその検討結果をお示ししたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でこの資料についての説明を終わります。

〔14時50分10番黒沢英男議員退席〕

〔14時58分 8番渡辺英博議員退席〕

〔15時03分 8番渡辺英博議員復席〕

○議長（塚野芳美君） ありがとうございました。

説明いただきましたので、質疑に入りたいと思いますが、簡潔明瞭にお願いいたします。質疑ございませんか。

2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。何点か、済みません。質問させてください。

まず1点目といたしましては、エコテックについては、通常の産業廃棄物の処分場ということで、例えば我々が今特定廃棄物の埋め立てをしてもらいたくないということになってしまって、それは通常の8,000ベクレル以下の廃棄物では、多分事業所として受け入れは可能だと思うのですが、そういったときの施設の概要というか、ただその土を持ってきて、ただ盛っていくだけなのか、これに近い何か例えばきちんと漏水の施設が完備されたものになるのかどうかというのがちょっと疑問なので、そこちょっと教えていただきたいのと、この資料の8ページ、以前もちょっとお話しさせてもらったと思うのですけれども、既存廃棄物を下のほうに移動させたときの、その盛り土の仕方が50センチずつの転圧というふうに書かれているのですが、普通道路をつくったりするときというのは30センチ以上の盛り土というのはしないことになっておりまして、それ以上は要は転圧効果が得られないという話になっていると思うのですが、これをあえて50センチでやっていくことのちょっとこの考え方わからぬので、それを1つと、あと追加対策の10ページのほうの収納容器、ちょっと補強とか地盤改良に使われているということなのですけれども、今回エコテックで今盛り土をしようとしている、盛り土かなり高い70メートルになっていると思うのですが、そういった大規模な盛り土工事でも使用実例があるのかどうかというのをお示していただきたいのと、あと済みません。11ページですね、ジオグリッドを敷設するということなのですが、これは盛り土だとどのくらいの間隔で一層ごとにやられていくのかどうか、どのくらいの間隔で今考えているのか、もしわかれれば教えてください。

以上、お願いします。

○議長（塚野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 4点ご質問ありがとうございます。1点ずつご説明いたします。

1点目は、仮に8,000ベクレルを下回る放射性物質、放射性セシウム含むような廃棄物を埋め立てる場合に、どういう措置が必要になるのかでございますが、これは廃棄物処理の上乗せとして必要な対策を講じるということを定められております。ばいじん、飛灰等につきましては、例えば土壌層をかなりしっかりと敷くであるとか、あとは当然これ放射性物質を含むものですので、維持管理としてはモニタリング、放射性セシウムの濃度の確認等々を当然する必要があります。そういう形で、濃度によって当然異なるのですけれども、必要な放射性セシウムが入っているという前提での対策は必要となります。今回例えれば飛灰につきましては、8,000ベクレルを超えるようなものも含めて入って埋め立てるという計画でございますけれども、特措法の中では濃度に応じて、先ほど川又から申し上げましたセメント固化化であるとか、不透水性土壌層を敷くであるとか、いろいろな対策を講じることとしております。さらに、浸水処理水として、もともとエコテックは浸水処理施設がありまして、有害物質であるとか、いろいろな汚染物質を除去する設備があるのですけれども、当然その浸水処理施設をきちんと通した上で、それでも万が一基準値を超えるような浸水処理水が出てきたとしても、ゼオライト吸着土というのを別途設置することによりまして、ゼオライト吸着土にしっかりと通すということで、ゼオライトというのはよく最近報道でもありますけれども、非常に放射性セシウムを特徴的に吸着する能力がありますので、これを通すことによりまして、基準値以下にした上で、今の計画でも放流する。全ての処理水についてチェックして、基準値以下であることを確認して放流するという計画になっております。

次、2番目の埋め直しのところで転圧、締め固めの厚さについてです。ここで厚さ50センチ程度ずつと申し上げましたが、当然転圧、締め固めを行う際には、機械的に50センチというわけではなくて、当然埋め立て直しをしていくたびにしっかりと転圧、締め固め効果を確認しながらやっていきます。今議員ご指摘のように、50センチという想定ではやっておりますけれども、それを確認しながら、もし50センチで締め固めが不十分だということになりましたら、おっしゃるように例えば40センチ、何十センチとかいうことで、少し薄くしてやるということも当然行う必要があると思います。現場の施工になりますので、そこは確認しながら、締め固め状況を確認しながら進めていこうというふうに考えております。

次、3番目の地盤改良収納容器の使用実例につきましてでございます。議員のほうから70メートル埋め立てたというお話をございました。この埋め立て高に関しましては、今回上流側のほうにつきましては20メートルで、今回この容器を使う下流側のほう、セメント固化化しない廃棄物のほうは40メートル程度の高さを想定しております。ちょっとこの活用事例につきまして、70メートル、40メートル

の深さでやった事例があるかどうかということにつきましては、今持ち合わせておりませんが、実際にこれを活用すると考えておりますのは、40メートルというある程度の高さになりますので、当然それをしっかりと締め固めた上で、1個1個の容器を、それを積み上げていく。当然その際に、転圧を封入して埋め立てた後も転圧することができますので、それをしっかりと確認した上で1個ずつ積み立てていくという形にしております。この埋め立て層全体でどれだけの安定性があるかということにつきましては、以前、昨年も安定計算を行って、地震あるいは水がたまるこことはないのですけれども、非常に保守的な条件で水がたまつたとき等々、いろいろな厳しい条件を設定して安定度を算定し、この埋め立て方法をやることによって安全率が確保できるということも確認しております。さらに、そのときよりもこの容器を使うことによって、普通に入れずに埋め立てるよりも締め固まつた状態で埋め立てていきますので、安定性はさらに確保することができると考えております。

次、4点目のジオグリッドについてでございます。11ページ目のところでジオグリッドの層の間隔でございますけれども、その辺はべたっとくつき過ぎても当然それぞれの効果得られませんし、一定の間隔をあけようと思っております。現時点では、目安としまして五、六メートル程度に一層ごとを敷設するという形で考えております。ジオグリッドの敷設の前に廃棄物を埋め立てていくときに、川又のほうから話ありましたように、中間的に土壌層を50センチ敷くことになっております。この土壌層というのは、吸着することを求めて、その機能を期待して敷くのですけれども、この土壌層を敷設するときに、そのときにあわせてジオグリッドも敷設するという考え方であります。

4点のご質問に関する説明は、以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（塚野芳美君） 2番、堀本典明君。

○2番（堀本典明君） ありがとうございます。

1点目は、要は例えば今エコテックって普通に産業廃棄物処分場ではないですか。今例えばうちの計画がなくなったとしても、8,000ベクレル以下のものを入れることも可能ですよね。そのときにどういった、要は放射線に対して、そういうきちんとしたセシウム吸着するようなものをつけるとか要はエコテックが事業として8,000ベクレル以下のものを受け入れるような場合、そういうものをきちんとやってもらえるかどうかというのが1点の質問だったのですけれども、その点ちょっともう一度、ちょっと意味が違うのかなと思ったので。

あと2点目、もう一個だけ、先ほどの50センチの埋め戻し厚というの、要は道路をつくったりするときというのちょっとあり得ない高さ、30センチ以上盛ってはいけませんというようなルールがあるものですから、多分どんな機械を使っても、なかなか30センチ以下にならないと思うのです。その点について、いろいろ方法があるならいいのですけれども、もしないようであれば、その辺きちっと見直していただいて、きちんと転圧効果が得られるようなやり方のほうがいいのかなというふうに思ったので、その2点ちょっと。

○議長（塚野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） 1点目につきまして、改めてですけれども、廃棄物処理法で8,000ベクレル以下につきましては、通常の例えば管理型処分場で処分することができるということでございます。ただ、廃棄物、福島県内の廃棄物につきましては、放射性物質に汚染されている恐れが当然高い、実際に汚染一部されているということで、その不安性の基準といたしまして、例えば維持管理するときにちゃんと測定をするであるとか、あとは溶出性の高い飛灰等を埋め立てるときにはしっかりと土壌層を下部に敷いて、吸着効果の高い土壌を敷くことによって、その緩和措置を行ってやる。あとは、区画をきちっと決めてしっかりと埋め立てるとか、そういう基準がございます。ちょっと説明が足りなくて申しわけありませんでした。

2点目につきましては、藤塚のほうから。

○議長（塙野芳美君） 藤塚さん。

○環境省福島環境再生事務所中間貯蔵施設等整備事務所長（藤塚哲朗君） 2番議員のご質問ですけれども、恐らく30センチ、いわゆる巻き出し厚が30センチ。巻き出しますから、1回施工する厚さが30センチ。50センチは出来高です。巻き出しが30センチで、最終的には50センチになると。30センチ未満で巻き出しをして、締め固めして、もう一回上に盛って締め固めして、最終的には50センチの厚さになるということです。ということは、1回の転圧が30センチ、おっしゃるとおり通常道路30センチ未満で巻き出し、転圧かけますので、それを重ねても50センチという結果になるということです。

○議長（塙野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） いろんな意見出ましたけれども、1点だけお伺いします。

まず、最初に説明を受けました、これはプリマハムの件ですか、この施設の件でございますが、1つは遮断型処分場につきまして、このような設計でやっていけば確かに半分しか取得ができないよということは十分わかります。そこで先ほど11番議員から深さもう倍にしたら入るのではないかとかいうご意見出ましたけれども、そうすると深さが倍になってしまふと作業効率とか安全性に問題があるというような答弁ですね、さっき。その点も理解したのですが、要は深さが倍になったのであれば、縦、横も倍にすれば安全性は問題ないでしょう。ですから、ここまずこの図面、深さが倍になるとすれば縦、横も倍にすれば安全性も問題少なくなっていますね。それで倍入れば、入れた後、強度の問題が出てくるというのであれば、補強すればいいではないですか。私が言いたいのは、せっかく100ヘクタールという広大な土地、ここにどうやったら63万のものをおさめることができるか。ですから、何もよその県でやったものをここに持ってくる必要はないと思うのです。当然環境省で十分知恵を出して、あくまでこれは日本で初めての試みで、しかも最終処分場ですので、どういう設計でこういうものをやればここの中にこれおさまって、それで町民も玄関口に置かないでくださいよと。あともう一つは、雨水対策とか地すべりとかいろんなの言いましたけれども、こういうしっかりした遮断型処分場をつくって、雨水とか完全に遮断して、なぜそういうものを富岡方式でここの中におさめようと

して、そういう考え方のもとに具体的な案といいますか、こういうものを持ってこないのか、その辺伺います。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 先ほどその埋め立て区画をもっと深くすれば、必要な面積が少なくすることができるのではないかということに対して、私が行ったお答えについて、深さを深くできないのであれば、面積を広くしたらよいではないかというご質問……

〔「いや、違う」と言う人あり〕

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 深さも面積も両方というご質問ですね。それにつきましては、先ほどの私のお答えの中で申し上げたのですが廃棄物処理法の中で定められている技術基準の中では、面積が50平米、面積の限界といいますか、大きさの限界も50平米という形で決められておりまして、全体の容量が250立米ということでありますので、一番深くとるとして5メートルという限界も、その技術基準で申し上げますと、そういう限界になるということで、これはやはり安全かつ安定的なそういう施工作業ができるという観点から、そういういた技術基準が定められているということで、そういう面積についても技術基準の中で制限が設けられているというところでございます。

それから、100ヘクタールの中にどうやってやったら入るかをもっと知恵を出せというご意見だったと思います。我々としても、この検討するに当たっては、先ほど鎌形のほうからも申し上げましたけれども、真剣にそういういた可能性について検討してまいったところでございますけれども、そういういたさまざまな制約あるいは条件というものを考えて、今のそういういた制約の中では、100ヘクタールの中では半分程度しか納めることができないのではないかという検討結果になってしまったというところですので、その点はご理解いただけますようよろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 私は、余り言いたくないのですが、例えば産廃処分場、エコテック、要するにそういうところにおさめることができるよう、8,000ベクレルというか、最初放射性物質が入ることを想定していないわけですが、そういう決まりをつくってあなたたちは入れるようにしたわけですね。ですから、私が言いたいのは、だからそれ撤回しろではなくて、では富岡はこれほどの膨大なものに入るわけなのです。それを単に産廃処分したところに、ちょっと規則を変えて放射性物質入れるようにして、それでここに転圧するからとか何だとか、モニタリングとかどうだとかこうだとかそういうことではなく、せっかく帰還困難区域で100ヘクタールという膨大な土地ならば、何とか黙認しますよと、けっぽつたりしませんよと、こういう施設を示しているものですので、盛り土だからだめだとか何だとか、それあなたたちが決めることでしょう。勝手に決めたわけでしょう、8,000ベクレル、そんなのエコテックに入れるようにしたのは。もう少し工夫して、知恵を絞って、せっかく富

岡がこういういい条件出しているわけですので、富岡町民にとってもあなたたち福島県のいろんな施設、山積みになっているものを処分するためにも、もう少し規則を定めて入るようにするにはどうしたらいいか。これ縦、横倍にしたらというのは、これ私は単なる案です。いろんな案あると思うのです。こうやればできる、こういった考え方の上で進められて、ただ予想できることで当てはめて、これはだめだとか、今の規則ではどうだとか、そういうことでは納得できないです。その辺もう一度答弁お願いします。

○議長（塙野芳美君） ちょっとお待ちください。よその県から持ってきた規格云々ではないということものはっきりして、もともとは技術基準だということ含めて。

川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） まず、先ほど50平米とか250平米とかいう基準につきましては、これは廃棄物処理法上の考えです。だからほのかの基準を自動的に持ってきたという、我々としては放射性物質を含む廃棄物も処分ということですから、やっぱり安全確実にやるということが必要です。そういう意味で、通常の廃棄物処理法、やっぱり厳しく見ていかなければいけないと、こうは思っています。そういう意味で、基準を緩めるような方法をやるというのは、なかなか我々としては飛び出せないと、こういうふうに思います。それからあと、そういう意味で少なくとも今の廃棄物処理法で普通でやる基準が担保しないと、やっぱり安全な管理とか安全な施工というのはなかなか難しいのではないかというのが私たちの考えです。

それからあと、100ヘクタールということが議論になっておりますけれども、これ私正直なところ、地形とか、それから我々勝手に線を引いてみたものです。実際にそういうような、例えば地権者との関係とかそういうことによって、それが現実的なものなのかどうか、検証は実はしていません。ある意味、100ヘクタールとれると決まったわけではなくて、仮にやるとしたらこんなぐらいということですので、まだまだたくさんの課題があるということはご理解いただいているかなと、こういうふうに思ってございます。

いずれにしても、我々としては本当に結論ありきでここだめなのだというのではなくて、ご提案を受けて安全確実、そして我々のほうとしてはできるだけ早くということがあるのです。早くというところについては、それは皆さんご議論あったようですがけれども、いずれにしてもそういった制約の中で具体的な検討をしたときに、やはり済みません、従前から提示しているエコテックの施工の仕方あるいは管理の仕方をしっかりさせることによってご理解いただくというほうが我々にとっては自信持てる方法だというようなことでございます。

とりあえずご説明させていただきます。

○議長（塙野芳美君） 8番、渡辺英博君。

○8番（渡辺英博君） 基本的に、こうやったから大丈夫ですよとか何とかかんとかと、もちろん大丈夫の可能性は高いでしょう。でもそのおかげで我々こういうことで避難して、ここでこういう議論

をしているわけだ。ですから、こういう何百年後というか、しかも最終処分で埋めるところにつきましては、あくまで最悪の状態を想定した上でつくれなくてはいけないのかなと思っているのです。ですから、町民の今までの経過とかそういうことも含めて、玄関口にはだめだと、あるいは管理型ではなくて遮断型をつくってちょうどいいと、それでほかの、県内も含めていろんな山積みになっているものを早急に対処するためには、富岡町も帰還困難区域であればやむを得ないだろうということいろいろな案も出しているわけです。ですから、環境省さんも早く処分したい、これは我々も同じなのです、ここまで。ただ、この遮断型の処分場をつくれば、何年かかりますからこうなんですよとかこれは全然論外です。最終処分場と入ってやりたいというものは、移動すればいいわけなのですから、例えば仮置き場なりなんなりそういうところに置いて、永久の最終処分場は遮断型のしっかりしたものにつくる時間は十分あるわけなので、ワンステップ置けば。そして、しかも今候補地になっている100ヘクタールで、ただ思いつきでやったのではないでしょうけれども、今の図面のものも持つてやれば33万ですよと。ただ、同じ面積でどうしたら六十何万をおさめることできるのか、規則も含めてその辺十分にどうしたらできるか、どうすればここまでだ、こういう視点で考えて我々の前に提案していることであるから、よろしくお願ひします。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） どうしたらできるかという観点から検討した上で動いているところでございますが、大変申しわけございません。先ほどから私どもご説明させていただいているのですけれども、私どもとしてはやはり一定の条件、例えば地形の要件とかございますので、そういった条件のもとで何ができるのかということについては、これは真剣に考えているつもりです。やはり先ほど深くすればいいではないかというお話をありました。実は、我々も考えました。だけれども、深くするときに、やっぱりこれは施工上の問題、管理上の問題、これで自信を持って安全に管理できるふうにはならないのではないか、それは一例でございますけれども、そういう検討をした結果できたということでございます。そういう意味で、ちょっと繰り返しになって恐縮でございますけれども、私どもとしてはエコテックを安全に活用することのほうが自分たちとしては非常に安全を確保できると、こういうふうには思っています。なおかつ、地元の住民の皆様方も非常にご不満を持って、エコテックという玄関口では勘弁してくれとこういうようなお話をございますけれども、やはり私どもとしては安全性なり安心の向上のための対策ということをしっかりとご説明させていただく中でご理解を賜りたいと、こういうふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） 私は、この中の一番気になるのが技術のもちろん安全性、安全性と、安全を取り上げていますが、基本的には安全はもちろん、技術だと思うのです。技術は、最大限のことを使っていると思うのですが、それよりも安定ではなく安心ということも一番気になってくると思うの

ですが、その点について基本的に安全を出しているから安心なのだと決めつけの文書しか見えないのですが、その点どう。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） ありがとうございます。

今宇佐神議員がおっしゃった、安全よりも、それは当然のこと、さらに安心というものが大事ではないか。我々の資料がそういう点で不十分ではないかというご指摘でございました。我々としては、まず技術的なそういう安全というものをしっかりと確保した上で、安心というものを得るために、さまざまなことを対策をしていく必要があるというふうに考えておるところでございます。そういう意味で、安全技術というだけではなくて、安心というものをどういうふうにやつたら得られるのかという点につきましては、不十分なところがあるということでございますれば、ご指摘いただければそこはできる限り我々としても安心の確保のためにやれることをやっていきたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） それはわかるのですが、今まで何年かたちまして、実際的に町民はエコテックというものの自体が、最初の当初と大分その不安感上回っているということと、あと今回別の用地が、ぜひともそういうところ用地をつくってほしいという一つの要望も上がっているし、なおかつ今回の資料の中においても、こちらは遮蔽型はこうですよ、だから入りませんよという説明いただくのはいいのですが、このフクシマエコテックの前の状況を見ますと、ある程度傾斜を利用しているとか、それ以上の遮蔽的なものは進歩がないと私は思っているのです。だからそういう面に対してのもっと見えるような、安全も含めて申請を町民がわかるように、もっとここは極端に変えてしまうのだと、いろいろなものが全然提示されていると言えないのですが、その点だけ。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） ありがとうございます。

私たちが説明させていただきました、2番の安全、安心の確保についての技術的な埋め立て方法、安定性の部分に対するご意見かと思います。これにつきましては、昨年のご説明の中でもこういった7ページに掲げておりますようなさまざまな対策によりまして、しっかりと安全が確保できるということを説明させていただきました。我々もご指摘、昨年の議会、住民説明会のご意見、あるいは宇佐神議員からいただいたご意見等もありますように、もっと目に見えるような、わかりやすいようなものということについてもいろいろとこの間検討をさせていただきました。ただ、いろいろな我々の知恵がないと言われればそれまでなのですが、そういった幾つかあるようなアイディアにつきましても、先ほど鎌形から申し上げたような安全が犠牲にされるような対策では本末転倒と申しますか、きちん

と我々自信を持って、そういういたこういう処分をしていくということに反するような形にならざるを得ないという対策が種々ございます。そういういたものは当然除外して、きちんと安全にやっていくという観点から、本日ご説明させていただいたような追加対策というものを考えてまいりました。こういったものは、すぐそういう安心という面でわかりやすいという点では、余りはっきりしないものなのかもしれないのですが、我々としましては、こういった、ある意味そういう地道な形ですが、きちんと安全が確保できるということを丁寧にわかりやすく説明していく中でご理解を得ていきたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 6番、宇佐神幸一君。

○6番（宇佐神幸一君） そう言っていたいただくのはうれしいのですが、富岡町としてはこれから何百年という、これから町も変わっていく、新しくなっていくに当たって、その場所自体がどういう重荷に来るのか、どういうふうに町を作用していくのかというのは、これからいろいろな問題が出てくると思うので、まず町民に安全ももちろん当たり前、安心をともに与えなければ、町としてもこれは十分町の復興はできないと思うのですが、最後に一言。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 町の住民の方々の安心の確保というのは、これからこういうことを進めていただくという上で本当に大事なことだと、こういうふうなことだと思います。ご指摘のとおりだと思います。技術的な事項いろいろございますけれども、とともに我々が提示させていただいたものも、専門家の意見を聞きながらですね安全は確保できるのではないかということで説明させていただいたのですけれども、議会や住民説明会、さまざまご意見いただきました。これでは安心できないという意見いただきました。そういう意味で、技術的にある程度のレベルをクリアしたものとしてお示ししたつもりだったのですけれども、さらに追加対策ということで、どうやったら安心するのかということの観点で今検討させていただいているところでございます。これからもさらにいろいろとご指摘を賜れば、もちろん安全に逆行するようなことはできませんけれども、できることはしっかりとやっていきたいと、こういうふうに考えているところでございます。それで確かに避難指示解除準備区域ということで、帰還ができるところに置かれるということが非常なご心配のご懸念の種であるということは理解させていただきます。そういう意味で、安心の確保ということで私どもこれから説明もしっかりとさせていただきまし、もしここに処分場という形でやらせていただくようになれば、その後の管理についても安心をしていただけるようなものに万全を期していきたいと、そういうふうに考えてございます。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 済みません。基本的なことをお聞きしたいのですけれども、10ページのところでセメント固化した廃棄物の埋め立ての安定性。安定性の向上は、ある程度理解できました。そのほかに、14ページに河川の水質、これもふやしていただくということで、これも理解できたのです

が、この放射性物質の発生が10万はもうあるものだとして、この固形化しない廃棄物のフレコンバッグの内容物というのは、具体的に想定していると思うのです、その数量を出しているだけで。例えば富岡の今の見てきた分別のところとか、いろいろ見てきたわけですけれども、燃したものは早く固形化するというのは前から聞いています。あと汚泥も乾燥させたものは、それは固形化しないということも聞いています、それ以外のものというのも当然入ってくるのかと思うのですけれども、そういうものというのはどの程度の分別の中でこのフレコンの中に入ってきたものが入っていくのかというの、もうちょっと具体的に中身、この水質の汚染のところにも上がってくることだと思うのですけれども、それをちょっと教えてください。

○議長（塚野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） ご質問ありがとうございます。

セメント固形化しない廃棄物の具体的な中身は、どのようなものかでございます。まず、全体から話しますと、セメント固形化するものは飛灰、焼却して出てくる飛灰というのは溶出性の高いものを固形化して埋め立てる。一方、固形化しないほうにつきましては、溶出性が比較的低いものであります。例えば代表的なものとしましては、災害瓦れき、仮置き場で今持っていますけれども、それを分別して、例えばコンがらであるとか、がら系ですとか、そういう不燃系、不燃物については当然リサイクルできるものはしますけれども、それで残った不燃物につきましては、このセメント固形化しない廃棄物として埋め立てるということになります。

そのほかで言いますと、焼却して出てくる灰のうち、飛灰のほうは固形化するのですけれども、炉の中にたまるボトムアッシュとかいう主灰というものにつきましては、こちらについては溶出性が低いものになります。こちらにつきましても、セメント固形化しない廃棄物の部類になりますと、先ほどの地盤改良の収納容器に収納した上で埋め立てるというものになります。ですので、富岡町から発生するものにつきまして、大きくまず仮置き場に持つていて分別します。その流れから言いますと、可燃物につきましては仮設焼却施設で焼却して、主灰、飛灰に分かれます。飛灰につきましてはセメント固形化し、主灰につきましては主にセメント固形化しない。一方、仮置き場のほうで分別された不燃物につきましては、セメント固形化しない廃棄物として、地盤改良のフレキシブルコンテナに入れて収納する、埋め立てる、そういう流れになります。

○議長（塚野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 不燃物というくくりになってくると思うのですけれども、震災瓦れきって通常解体するのであれば、それなりに有害物質も含めて分けていくのだと思うのですけれども、震災瓦れきはぐちゃぐちゃになっているわけです。ぐちゃぐちゃになって、ぐちゃぐちゃに積み上げているこの中で、どの程度に分ける。例えば有害物質、この通常の廃棄物処理場で水質検査をしなければいけないようなものというのは、基本的には入れないところもあるわけだと思うのですけれども、そ

いうもの分別しないままにこのフレコンバッグの中に入ってしまふのかなという気がするのですけれども、例えば石綿を含んだ材料とか、そういうものが瓦れきの中にもあると思うのですけれども、そういう非飛散性のものも含めて全部分別するということになってくるのですか。それは、ちゃんと分ける。分けてここには入れるのでしょうかね、多分。その辺のちょっと、もうちょっと詳しく教えてください。

○議長（塙野芳美君） 松崎さん、ですからもう少し具体的に、エコテックはともかく、その処分場の特定のあれとして入れるもの種類をもう少し、さっきの3点ばかりではなくて、もう少し丁寧に説明いただけますか。

松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） はい、わかりました。ご質問ありがとうございます。

不燃物の中でも有害物質と今おっしゃったようなアスベストであるとか、あとはそれ以外にもアスベスト以外、例えば石こうボード。石こうボードは、当然埋め立てる際に、管理しつかりしないといけない。硫化水素が出る恐れがあるというので、しっかり遮断しないといけないというものがございます。あるいは有害物質としてそういうものがあるのですけれども、当然仮置き場で分別する際に先ほどのコンがらとかアスコンとかというのを分別するだけではなくて、有害物質につきましても分別のほうは行います。行った上で、例えばアスベストにつきましては、石綿含有廃棄物、建材として収納容器の中に入れて収納します。収納するときに、収納して埋め立てるときには、特にそういう有害系のものにつきましては、ある程度まとめた形で区画をある程度明確にした上で、下流側区画につきましても埋め立てをしているという形になります。ですので、不燃系のものにつきましては、分別はちゃんとせずにそのままごっちゃになった状態で入れるということではなくて、品目を分けて、特に有害性が高いと考えられるものにつきましては、しっかりと分けた上で埋め立てを行うというふうに考えております。

○議長（塙野芳美君） 4番、遠藤一善君。

○4番（遠藤一善君） 解体を意識的にしたほうが、要らぬ話は信用できるのですけれども、本当に震災瓦れきの積み重なったものの中からそれだけの分別きちんとできるのですかというのがまず第1番の最大の理由。見たことあるのですかと言いたいのですけれども、あそこの分別作業しているところを、震災瓦れき。そんなことしているのかなと。大きくしたところからまた倉庫の中に入れてまたやるということなのでしょうけれども、結局そういうものも通常だったらば安定圏で積んでいくものをフレコンバッグにどんどん、どんどん入れていくわけですけれども、それが積み重ねていくからこそ安定圏のままいくものを、フレコンバッグで今度圧縮してこうやっていったら、それが安定性がまだそこにあるのかなというのがちょっと若干気になるところがあって、そういうところをきちっとしていかないと、この放射能の水質汚染とかだけではなくて、この下の川、さっき紅葉川と言つていま

したが、紅葉川の前に直接は六反田川という川に入って紅葉川に合流するわけですけれども、その下のところが安全性というものが本当にとれるのか。当然産業廃棄物のもともとのところは、入れていしたもの、入れて悪いものあったはずですよね。だけれども、入れていいものと入れて悪いものも全部震災瓦れきのぐちゃぐちゃの中から、きちっと分類し切れるのですかということなのです。その安全性のところはどういうふうに担保しているのですか。

○議長（塙野芳美君）　松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君）　まず、分別に関しては、瓦れきを持っていった後、分別のほうをやるのですけれども、当然アスベスト建材と思われるようなものにつきましては、できるだけ安全に、それがアスベストがもしほとんど入っていないとしても、これはアスベスト含有建材であるということが疑われるものにつきましては、アスベストの種類というか、枠の中に入れる形で、できるだけ安全に分別するということはやっていきたいというふうに考えております。かつ今までほとんど放射性物質の話でしたが、ご指摘のように有害物質であるとか化学物質であるとか、この管理も当然重要であります。きょうの説明では、放射性物質のモニタリングの話でしたが、当然有害物質に関しましても定められている三十数項目あるのですけれども、その項目につきましては浸出水で出てくる原水あるいは浸水処理した後の水についてかなり確認をして、それで問題がないことを確認した上で放流するというふうに考えておりまして、当然放流先の河川でそういうものが出てくることのないように、有害物質も含めて水質の管理というのは徹底したいと思っております。

○議長（塙野芳美君）　川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君）　もう一つ、安定性に与える影響についてのご質問があったと思うのですが、不燃物の50ミリアンダーに全部裁断しまして、もちろん有害物質については別の扱いをするのですが、一般的な不燃物、有害でないものについては50ミリアンダーに裁断をして、その上でフレコンバッグに詰めるという形になりますので、そういう意味でしっかりと詰まっていくというふうに考えております。

○議長（塙野芳美君）　はい。

○5番（安藤正純君）　先ほど質問したのだけれども、私2回目なのだけれども、これ全体的なやつでまだやっていいのですか。

○議長（塙野芳美君）　いいですけれども、整理して話してください。

5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君）　先ほど沢の有効利用ということで、管理型の処分場、産廃処分場、これもう何回も出ているからくどくは言いませんけれども、私は結局産業廃棄物の処分場であって、放射性廃棄物の処分場ではないというふうに考えます。あと環境省にちょっと質問したいのは、今原子力発電所構内で働いていて、その中で出た放射性廃棄物、例えば軍手とか工具とか、物すごく厳重な管理し

ていると思います。ドラム缶で管理したり。何でそういうふうに放射性廃棄物に対する管理、処分こういうのはすごく厳しいルールがあるのに、特措法という暫定的な、緊急避難的な法律、それを前面に出して、今特措法でこういうふうに決まったからこれもできるのだ、あれもできるのだ、いや、もう一気にいってしまえと、そういう感覚が物すごく見えるのです。ここは最終処分場だから、目先の5年、10年の話ではなくて、もう何百年の今話をしているわけだから、特措法でこういうふうに決まっているからではなくて、やはりよその原子力発電所構内でもこういう管理しているというようなレベルまでやはり完全な、このエコテックというのは青空が見えるのだよ。そういったところに10万ベクレルまでを持っていくと、これとんでもない話なのです。やっぱり発電所というのは1万3,000カウント、1万3,000 C P M、ベクレルに換算すれば40ベクレルぐらいで、もう持ち出し禁止でやっているわけだから、そういうこと考えれば相当な数字だということは理解してもらって、よその発電所の構内でどういう管理しているかわからないので、ちょっと答えてください。

○議長（塙野芳美君）　松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君）　ご質問につきまして、私ちょっとわかる範囲での答えになります。

震災が起こる前は、原子力発電所、原子力関連施設の内部で、敷地内で適用される基準としていろいろな規制がございました。それは、現在も適用されております。その中で、その敷地内で発生する、要は事業を営んで発生するごみにつきましては、その敷地内で可燃物については中の施設などで焼却して、そうでない、今おっしゃったような不燃系のものについてもしっかりとドラム、この法令で定められた基準の容器の中に収納して、そこで管理するという形になっているかと思います。今回の問題は、原発から敷地外に広範囲に放出されたもの、これをどういう形で処理、焼却していくかというものです。特措法の話しさせていただきましたけれども、その問題が起こった平成23年度にこの外に出たごみを、放射性物質をどういう形で処分するかということについて、その濃度のレベルあるいは種類、溶出しやすいもの、しにくいもの、いろいろあります。それをしっかりとそれぞれデータをとって分析した上で、これまで原発の施設内で適用されていた基準と比べながら、当然原発敷地内についての現場で出てきたごみについても濃度レベルによって基準が定められます。それを参考にしながら、濃度レベルと廃棄物の種類に応じて定めた基準というのが特措法の処分基準になります。我々が今回10万ベクレル以下のものですが、10万ベクレル以下の廃棄物について、今までの過程を経て定められた技術的な基準に基づいて処分をするという考え方であります。ですので、少なくとも原発施設内で発生する濃度というのは、総体的にですけれども、低いものもありますが、非常に高い汚染レベルのものです。それに対して濃度が薄くなればなるほど、当然管理は必要ですけれども、その濃度レベルに応じた管理方法になります。ですので、我々が今回特措法に基づきやる処分の方法というのは、その濃度のレベルに応じた形で安全性が十分確保できるということを科学的な議論を経て定められた基準だというふうに考えておりますので、その基準に従って処理をしつつ、昨年からご意見いただき

た点も踏まえまして、追加的な対策もしっかりと講じて、安全、安心の確保というのを図りたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） 川又さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム室長（川又孝太郎君） 濟みません。補足させていただきます。

特措法は、今松崎が申し上げたような経緯でつくられた基準でございますけれども、それ以前におきましても10万ベクレル以下、そういう原発の関連施設から発生した廃棄物につきましては、トレーニング処分ということで、素掘りで埋めるような処理というものがそういった基準の中で決められています。そういうものをベースにいたしまして、今回特措法の中でそういう処分基準というのが定められているという経緯でございます。

○議長（塚野芳美君） 5番、安藤正純君。

○5番（安藤正純君） 説明はわかりました。でも結局日本全国どこを探しても、くどいようだけれども、最終処分場というのではない。富岡町が初めて。お隣も中間貯蔵だから、30年後には県外に持っていく。そういうことを考えれば、青空のもとに積み上げていけばいいと、そういう、きょうのこの場合は、廃棄物の補強とか安全性の向上とかモニタリングとか、そういう説明はありましたけれどもやはり富岡町においてはエコテックを選択しても、きょうの太平洋ブリーディングを選択しても、私は町民からどちらを選択してもブーイングです。歓迎していないから、迷惑施設だから。太平洋ブリーディングを選択、例えば環境省が決定したら、いや、議会よくやったなど、そんなものではないよ。何で富岡町もらうのだ。そういうことだから、私は引き受けるからには、より一層安全性の高いものをということで遮蔽型をお願いしております。日本は山が多いから、谷があるから、その地形を利用して管理型がいいのだというのは、これは産廃理論であって、放射性廃棄物理論でないと、私はそう思っているの。これは、ここからだけは水かけ論だし、時間がないと言われるようですからこれでやめますけれども、まだずっとエコテックでいる限り、私はどこまでも反対します。

終わります。

○議長（塚野芳美君） 手短にお願いします。

12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） まず最初に、先ほど2番議員さんに答えた藤塚さんですか、これちょっと私も疑問に思いますので、この資料には転圧50センチとしか書いていないです。それが巻き出しのときは30センチ転圧で、また20センチかぶせて50センチという話しあしましたが、この資料そんなこと書いていないですよね。転圧は50センチとしか、それしか書かれていないですね。ちょっと資料と答弁が食い違っているのかなと思いますので、まずその点と、あとは一番心配しているのが既存廃棄物の上に乗つかっていくというのが一番心配な点なのです。滑りの面とかいろんな質問出ましたが、やっぱり既存廃棄物があるということで、その心配が私は多かったと感じているのです。そういう中で、例え

ばすり鉢に埋め立てしていくのであれば、滑りなんて全く考へない、どこにも逃げていませんから。このエコテックに関しては、片側はもう一番底盤まであいていて、そこにコンクリートで土どめ的なものを行っているということで、そこから45度の傾斜くらいで残っているのでしょうかけれども、45度の傾斜だから滑らないという理由は成り立たないと思うのです。底盤が例えれば軟弱な部分の場合は。埋め立て物というのは、100%の締め固めは絶対無理だと思うのです。そういう部分で心配があるのです。それは、試験とか現状とかでこれは十分クリアできますよという話は聞いているのですが、私はなかなかその辺は理解がしかねるのです。このいろんな方法、ジオグリッド工法とか、いろいろな工法を出してきてますが、今言ったように片側があいている盤であれば、なかなかこういう効果も100%私は出ないのでないかなと思うのです。この解説に、道路の軟弱盤のそれの解消方法としてこれ敷き詰めて、上に路盤をつくってくるというのも出ています。これはこれで高さも低いし、平たんな部分だからそれなりに、要は袋の中に入れて、それを土でも何でも締め固めすれば逃げていかなければ強いという考え方には、わからないわけではないのです。だけれども、そういっただけでこのジオグリッド工法でも何でも、こういうものではなかなか効果が發揮しにくいのではないかと思うのですが、その辺は十分検討して、試験的にもやってくれたということなのかどうか。

あとこれ締め固め50センチ、8ページですか、出ているのは、これは廃棄物です。廃棄物を移動して、50センチずつ締め固め、転圧をして、下のほうに移動するよというふうになっているのですが、この廃棄物、先ほど言ったように廃棄物は、土とかそういうものと比較したら、かなり締め固め力は少ないとと思う。弱いと思うのです。そういう部分をどうやってクリアしていくのか。あとは、当然締め固めしていくても、この袋と袋の間があくわけですから、そこに土とかそういうのを間詰め当然するのでしょうかけれども、その間詰めの転圧はどうするのですかといって答えは出てきていないですね。間詰めの転圧は、棒でつついて転圧するなんていう答弁しましたよね。その辺の答えは出たのですか。

きょう前回のいろん議員さんから要望出たものから言うと、7割くらいは答えきっちり出てきたのかなと思うのですが、あとは最大な不信はやっぱり国営化にするかしないかが一番の私は問題なのかなと思っているのです。その辺は、当然やるとすれば、ぜひどんなことあっても国営化にはしてもらわなくてはならないと私は思っていますが、ここの問題に関しては、エコテックの問題に関しては、あなたたちすごく敏感になって努力しているのです。私たちが提案した放射能の強い地区に管理型つくったらどうですかというのは、それはすごい否定的なのです。それがすごく私は疑問を持って不安なのです、逆に言うと。今4つの点ですか、聞かせてください。

○議長（塙野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） ありがとうございます。

1点目の件ですが、大変恐縮です。ページで、こちらの本資料の8ページ目の埋め直しの件ですが

当初これを書いているときに、当然転圧、締め固めやるときには、前に巻き出しというのは当然ります。そこを割愛して説明したことについては、おわび申し上げます。手順としては、巻き出しを行って、その後、転圧、締め固めを行うということになります。今藤塚のほうから先ほどご説明ありましたように、巻き出しを行うその目安としては30センチと。それを例えば30センチ掛ける2にして、当然締め固めをしていきますと、厚さとしては50センチ程度になるということなのですが、先ほど堀本議員のほうからご質問があったことに対して答えたのは、50センチで当然締め固めのチェックをするのですけれども、今言ったようなプロセスで、もしそれで締め固めが十分いかないということでしたら、やはり巻き出しの厚さであるとか、あとは締め固めの方法も含めて、これはもう現場でいろいろデータが出てきたときしっかり対応するというのが現場対応の基本ですので、そこをしっかりやっていきたいということで、説明が不十分で申しわけありませんでした。これが1点目です。

2点目の既存廃棄物の問題です。100%締め固めというは不可能だろう。それは、当然締め固め試験をいろいろやっても100%に近づくということは難しいと思うのです。一方で、すり鉢状ではなくて、開いた形とありますが、当然管理型の処分場ではそういうタイプのものもございます。処分場で埋め立てていくときに安定計算というのをしっかりとやっていくのですけれども、そのときに安定率がしっかりと確保されるような形で埋め立てるというのが基本です。昨年のこちらの説明から追加対策考えてきましたけれども、出発点で説明したのは、そういう埋め立て方法をモデル計算して、安定計算して、十分確保できますと申し上げたことに対して、いや、それは推計だろうと、実際にちゃんとデータをとっているのかというご質問があつたことに対して、例えば安定計算を行うときにただの文献値を使うのではなくて、実際に主灰、飛灰を埋め立てますので、その主灰、飛灰の土質調査というのをちゃんと実験でカウントして、はかって、その実験で得られた値を使って安定計算を行うというものです。その辺でやはり不十分だということのご指摘を踏まえて、丁寧に測定することをしたのですけれども、例えば地盤改良の収納容器に、10ページ目で締め固めができますということについて、ちょっと今資料をお配りする用意していないのですけれども、もしかしたらと思って用意をしています。ちょっと今それをスライドします。これは、ちょっと見えにくくて恐縮です。こちらの図は、昨年の5月のこちらの全員協議会でご説明したものをスライドに焼き直したもので。内容は同じです。今渡辺議員ご指摘の、この四角で、すき間がちっちゃくなつたのはいいけれども、そこに間詰めをするのは本当にできるのかというものです。今しているのは、まずすき間の計測をしっかりとしようということで、すき間の計測の際には珪砂というさらさらとしたものを入れて、できるだけ精密にすき間をはかったというものです。その結果、右側の写真のように、実際に行って、右上のところにA、Bとちっちゃい枠ですけれども、そのすき間にに入った珪砂の量を測定した結果、一つのすき間の堆積が大体容器1個に対して1.4%、全体でフレコン1個ですき間を2つ持つことになるので大体3%になる、これがこの実験です。

次のページに行ってください。続きまして、では本当に間詰めできるのかというのに対して、現地

発生土と、あと山砂、2つ土を用いました。この土を用いて、先ほどのすき間の2カ所にその間詰め材を充填することとしました。充填の方法としましては、実際に間詰め材持ってきて、突き棒を突いて、あとはランマーで締め固める、振動させる、それで中に固める、入れるということをやります。これが、このフレコン自体は締め固まっているけれども、その丸だしのやつが本当に締め固まっているのかということについて、実際に間詰めしたものを見たところをサンプリングしてはかりました。それが済みません、下の3つ目の計測結果というところなのですけれども、まず間詰めは十分にできた。その間詰めした状態のものを締め固めの度合いを確認したところ、山砂、現地発生土ともに85あるいは95%という結果になっております。なので、間詰めしたものにつきましても締め固め、管理しっかりできるのではないかという実験結果です。

最後に、もう一枚めくってください。こちらの実験2というのは、フレコン本体の支持力、締め固めがどの程度増強したかというものです。右側の写真、すごくちっちゃくて申しわけないのですが、これは正確にはかるために平板載荷試験という、よく土質調査で使われる試験ですけれども、この平板載荷試験を実施しまして、支持力というのはどの程度になるのかというのをはかったところ、2つ目の丸の試験結果というところですが、支持力というのは平均で740キロニュートンパー平米ぐらいです。一方で、では収納容器に入れないので、同じこれ焼却灰使ったのですけれども、どの程度支持力があるのかというのを実施しました。この実際の廃棄物、焼却灰の物質上層を実験室に持つて求めまして、それで支持力の算定を行ったところ、大体500弱というものです。ですので、これは一つの実験サンプルですけれども、収納容器を使わずに埋め立てた際のこの廃棄物が支えられる支持力に対して、この収納容器に入れたことによって、この実験からは1.5倍程度の増強が確認できます。ですので、この地盤改良収納容器を用いることによりまして、すき間あるいはフレコン本体を含めて締め固め、一定程度得られるとともに、支持力もしっかり確保、向上できるのではないかという実験結果でございます。

昨年5月、ちょっと説明が急ぎ過ぎて、十分説明できなかつたことにつきましてはおわび申し上げます。

○議長（塙野芳美君） 鎌形さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（鎌形浩史君） 4点目のご質問で、1つはエコテックの国有化ということ、それに絡めて提案の汚染の地区への設置について真剣に考えていないのではないか、エコテックのことばかり主体に考えているのでないのかというご指摘ございました。ご提案に対して、思うような答えが出なくて大変申しわけないと思いますけれども、私どもとしては今回汚染の地区の設置、その他のことに関しましては、いろんな不確定要素は入りながらも、例えば地権者が同意を持っておられるか、その他考へた上で、地形的、物理的にどうなのかということを検討させていただいたつもりでございまして、私どもとしては真摯に受けとめたつもりでの答えになったということをご理解賜りたいと考えています。それで、エコテックのことも検討のうち、国有化について

のご指摘ございました。冒頭ではないのですけれども、資料のご説明の中で川又のほうから、国の責任をさらに明確化するためのそういう対応策についての検討を進めている。国有化の関係では、まださまざまな課題についての検討途中で結論が得られていないというようなお話し申し上げました。先ほど来、安全だけでなく安心ということの確保が大事だということを賜っています。その中でもやっぱり国が最後まで責任を持ってやるのだということをしっかりと示すこと、国の責任を明確化することということが安心をいただけるようにするために一つの大きな方策だというふうには考えているところでございます。現時点では、まだ結論が得られていないところでございますけれども、国の責任をしっかりと果たすにはどうしたらいいかということにつきましての検討は、また持ち帰って引き続きやっていきたいと、こういうふうに考えてございます。

○議長（塙野芳美君） 12番、渡辺三男君。

○12番（渡辺三男君） 大半はわかりました。国有化に関しては、もうどんなことあってもここにやるとなれば、もう国有化してもらえなかつたら、私は絶対賛成する気はないです。といいますのは、特措法といつても国が勝手につくったと言ったらちょっと言い過ぎかもしれないけれども、勝手にこういう事態が生じて、今までの法律をすごく弱くしているのが特措法なのです。我々相双地区は特措法でひどい目に遭っているのです。J C O の事故のとき、20年前ですか、特措法で浜街道20年の内で核燃税を充当して、全線開通させますよといって、37%ぐらいしかできないのです、20年で。国が法律つくって、あなたらが約束違反なのです。それで今特措法云々いつても、私は聞く耳持たないのですが、皆さんの親身になった説明はしっかりと心に受けとめます。

あともう一点、先ほどちょっと質問し忘れたのですが、このエコテックの施設、例えば入れるようになったとすれば、どういった扱いになるのですか。例えば管理区域になりますよとか、どういった扱いになるのですか、聞かせてください。

○議長（塙野芳美君） 松崎さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部指定廃棄物対策チーム課長補佐（松崎裕司君） ご質問ありがとうございます。

管理の方法につきましてですけれども、管理区域につきましては設定する考えです。というのは、電離則、管理区域というのはどういう意味かといいますと、1万ベクレルを超えた場合、電離則に基づきまして、電離則というのは労働安全衛生法に基づく電離則なのですけれども、これに基づきましてしっかりと労働安全衛生の観点で管理をしなければなりません。ですので、このエコテックの敷地につきまして、それを電離則に基づく管理を適切に行うという意味で、その区域をしっかりと通常のこれまでの産業廃棄物の埋め立て処分とは違う電離則の管理、放射性物質を扱うという、そういう事業所ということで管理を適切に行っていきます。その具体的な管理の基準等につきましては、電離則をしっかりと遵守した上で、これは説明会、住民説明会でも出てきたのですけれども、やはりしっかりとそれを継続的に遵守し、それを管理していくための当然教育であるとか研修というのは重要で

あると考えています、そこにつきましてもしっかりと電離則の内容、あとは特措法の基準の内容、あとは対外的な観点から十分理解いただけるように、どういう形でコミュニケーション、情報提供していくのかということも含めまして、そういう研修、教育を徹底しながら管理を継続的にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（塚野芳美君） そのほかございますか。まだ若干あれな部分といいますか、不十分な点もあるかもしれませんけれども、前回の全協から比べれば、8ヶ月かかってある程度の答えをお持ちいたいたしたことなんか含めて、今回はある程度前進が見られたのかなと、そう思います。これ以上のことは、またいろいろな場面で議論をしていかなくてはいけないとは思いますけれども、町長、今までのいろんなやりとりを聞いていて、町長としての立場でのコメント、これ。

町長。

○町長（宮本皓一君） きょうの議論をお聞きいたしまして、私としてまず1点目は、先ほどの安全安心、これらをやはり担保するためには、国有化というものがこれ絶対の条件になるのかなというふうに聞いていました。そういう中で、先ほど5番議員から安全はいろいろなことで担保できるかもしれませんけれども、安心というのどういうふうにするのですかということで、この安心をやはり我々がかち取るというのは、かち取るというお話ではちょっと違うかもしれませんけれども、それを肌で感じられるというのが国有化かなというふうに考えております。

それから、2点目ですが、町内の高線量地区における処分場の新設ですが、今、国から説明を受けて、いろいろな制約があって、どうしても皆さんからお話をあったように、大きくしたらとか、いろんなこと出ましたけれども、これらについては余りにも広大な事業用地が必要だということを考えれば、ふるさとにおける土地の必要という観点から新設というのはなかなか難しいのかなと。町長としては、これは判断をしかねるというところであります。

そして、高線量地区といつても震災直後から比べればかなり低減されていますし、今後ともさらなる線量の低減というのは見込めると思われます。そういう意味で、富岡町は町内のどの地域にあっても多くの町民が戻れる魅力ある地域に再生をすること、これを私は最善を尽くしていきたいというふうに考えてございます。

それから、皆さんからはお話をなかったのですが、3点目は帰還意欲の阻害、風評被害というものは、これ迷惑施設でありますから、私どもが帰るのには必ず足かせになります。そういう意味で、これらをやはり国はしっかりとそれを受けとめていただいて、全く今まで私どもからはこの話はさせていただきたいのですが、地域振興策、これらについても必要なものだというふうに考えます。今後とも責任ある対応を十分見きわめつつ、議会の皆様と町民の皆様の意見を丁寧にお聞きしながら、判断をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塚野芳美君） 決して逃れられない大島さん、県の立場としてコメントございますか。

大島さん。

○福島県生活環境部次長（大島幸一君） きょうは、地元の議員の皆さんから率直な気持ちを伺うことができました。それから、それぞれの議員さんが思っていらっしゃる懸念、これについてもお話を伺うことができて非常によかったです。県としまして、非常に県内に今13万立方メートル、指定廃棄物がそれぞれの現場に回されているということで、県内の市町村からその処分を早くしてほしいという声が寄せられているわけでございますけれども、一方でやっぱり地元の皆さんの安全、安心のご理解を賜らなければ先に進まないということで、県としても非常にその両方の中にあって厳しい立場にあるわけでありますけれども、きょういろいろいただいた意見に対して、今後その国の対応というものがまた出てくるというふうに思っておりますので、それにつきましては県といたしましてもそのアピールをしっかりと確認していきたいというふうに思っています。

○議長（塙野芳美君） ありがとうございます。

それでは、最後に鎌形さん、多少失礼な面もあったと思いますけれども、ご挨拶をお願いいたします。

鎌形さん。

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（鎌形浩史君） 本日は、このような貴重な場を設けていただき、本当にどうもありがとうございました。これまで私ども大変説明が不足していた部分があったと思います。本日改めてご要望いただきまして、私どもとしては要望として話の出ております高線量地区での新設の可能性についての検証に当たるというふうなご意見もいただきました。それから、埋め立て処分における安全、そして安心というものについていろいろとご指摘を受けながら、ご説明させていただきました。私どもとしては、これまで以上に説明はさせていただいたと思います。ただ、まだまだ足りない部分があろうかと思いますので、引き続き丁寧な説明には心がけていきたいと思います。

そして、最後に町長のほうから国有化の問題、非常に重く課題としていただきました。るるご説明申し上げていますとおり、この問題につきましてはさまざまな課題がございまして、我々結論が出るに至ってはおりません。国有化せずとも責任を果たせるとは思っておるのでございますが、これだけのご指摘ございますので、しっかりと受けとめて、持ち帰って真摯に検討したいというふうに思います。

また、帰還意欲の阻害あるいは風評被害といったことに対する地域振興策どうなのかというようなご指摘もございました。この点につきましても、私ども大変なご心配をお願いするという立場から真剣に考えていかなければならないというふうに考えてございます。やはり地元の皆様方の安心というところをどういうふうに信用していただけるかというところをどういうふうに担保していくかということが私どもとしての最も重要な課題かと思います。本日さまざまいただきましたご質問、ご意見、ご質問の背景にあるような心配事、こういったものをしっかりと踏まえまして、改めて検討してまいりたいと、こういうふうに考えてございます。

きょうはどうもありがとうございました。これからもどうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。

○議長（塚野芳美君） 議員各位からその他ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長（鎌形浩史君） 済みません、議長。申しわけないのですけれども、初めにお答えさせていただいた補足資料の回収をさせていただきたいと思います。

○議長（塚野芳美君） 資料の回収をお願いいたします。

〔資料回収〕

○議長（塚野芳美君） それでは、以上をもちまして、富岡町議会全員協議会を閉じます。

閉会 (午後 4時26分)